

第 3 編

災害応急・復旧・復興計画

第1部 風水害等・地震

第1章 発災直後

第1節 応急体制

【風水害時】

災害発生、又はそのおそれがある場合、職員は、配備基準に基づき配備につく。
市は災害対策本部・災害対策支部等を設置し、応急活動を実施する。

第1 災害配備基準

風水害等での職員の配備基準は、次のとおりとする。

災害配備の基準

区 分	配 備 基 準
災害対策本部 設置前の体制	●大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪のいずれかの気象警報が発表されたとき ○紀の川洪水予報が発表されたとき ○貴志川の水位が氾濫注意水位に達したとき ○梅雨前線の活発化、台風の接近等、今後の気象情報に注意し、警戒を要すると認められるとき ○その他、危機管理部長が必要と認めたとき
	警戒体制2号 ○市域が台風の暴風域内に入るおそれがあり、かつ重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき ○市域に土砂災害警戒情報が発表され、かつ災害発生のおそれがあると予想される時 ○その他、危機管理部長が必要と認めたとき
災害対策本部 体制	配備体制1号 ○市域に局地的災害が発生したとき ○特別警報が発表されたとき ○災害救助法の適用をしなければならないような災害の発生が予想される時 ○その他、市長が必要と認めたとき
	配備体制2号 ○市域に局地的な災害が発生し、被害が甚大であるとき ○災害救助法の適用をしなければならないような災害が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき

第2 災害配備体制の決定・伝達

1 警戒体制1号・2号

危機管理部内で災害情報の収集に努め、危機管理部長が警戒体制1号又は2号の配備を決定し、市長（副市長）に報告するとともに、各部長経由で職員に伝達する。

勤務時間外においては、災害情報を入手した当直者が、直ちに危機管理消防課長（連絡が取れないときは危機管理部長）に伝達する。

2 配備体制1号・2号

危機管理部等が収集した災害情報等に基づき、市長が配備体制を決定し、危機管理部長に災害対策本部の設置を指示する。危機管理消防課は、庁内放送、職員メール等により職員に伝達する。

第3 勤務時間外等の参集方法

職員は、勤務時間外、休日等において、災害配備基準となったことを知ったときは、動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参加し、配備につく。

参集途上においては、目視などによる被害状況の収集や可能な範囲での人命救助、二次災害防止措置等を行い、参集時に所属長に報告する。

職員は、災害の状況により定められた場所に参加できないときは、自己の業務に関連する最寄りの公共施設等に参加し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

第4 災害対策本部の設置方法

市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法第23条の2及び紀の川市災害対策本部条例に基づき、紀の川市災害対策本部を設置する。

市長による災害対策本部の設置決定が困難な場合は、副市長が決定し、それも困難な場合には危機管理部長が決定する。

本部の設置場所は、紀の川市役所本庁舎3階庁議室とし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと市長が判断したときは、紀の川市役所本庁舎南別館3階大会議室を第2順位、打田生涯学習センターを第3順位とする。

災害対策本部の設置基準

設置基準	次のような場合で市長が必要と認めたとき。 1 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 2 大規模事故等が発生したとき。 3 その他の災害が発生したとき。
------	--

職務権限順位

職務権限順位	1	副市長
	2	危機管理部長

本部の設置場所

第1順位	紀の川市役所本庁舎3階庁議室
第2順位	紀の川市役所本庁舎南別館3階大会議室
第3順位	打田生涯学習センター

災害対策本部で初動期に意思決定すべき事項（初動期の基本方針）

- 1 災害応急対策の基本方針に関すること。
- 2 動員及び配備体制に関すること。
- 3 各部間調整事項に関すること。
- 4 避難情報の判断基準及び警戒区域の設定に関すること。
- 5 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 6 他市町村への応援要請に関すること。
- 7 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 8 災害救助法の適用に関すること。
- 9 現地災害対策本部に関すること。
- 10 その他災害応急対策の重要事項に関すること。

災害対策本部の組織図

災害対策本部 (本部員会議)	本部長	市長	本庁
	副本部長	副市長	
	本部付	教育長	
	本部員	議会事務局長 市長公室長 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民部長 福祉部長 農林商工部長 農業委員会事務局長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育部長 総合行政委員会事務局長 那賀消防組合消防長 公立那賀病院事務局長 消防団長	
本部事務局	事務局長	危機管理部長	支所・出張所
	事務局	危機管理消防課	
災害対策支部	支部員	総務課長 粉河支所長 那賀支所長 桃山支所長 貴志川支所長	(関係行政機関)
			那賀消防組合 公立那賀病院
			(関係団体)
			消防団

第5 災害対策本部の設置、廃止等の周知方法

市長（以下、「災害対策本部長」という。）は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に報告、通知、公表する。

災害対策本部の設置・廃止時の通報先

1	知事	
2	住民・隣接市町・防災関係協力団体	
3	警察署・那賀消防組合	
4	指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者	
5	災害相互応援協定を締結している自治体	等

また、資料1－2(1)の標示板を庁舎正面玄関に掲げる。職員は、資料1－2(3)の腕章を着用する。災害応急対策に使用する自動車には、資料1－2(2)の標旗をつける。

第6 災害対策本部の組織運営

災害対策本部は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部付（教育長）、本部員（各部長、那賀消防組合消防長、公立那賀病院事務局長、消防団長）、事務局（危機管理消防課）、各部・課で構成する。

本部長は、災害対策に関する協議を行うため、本部員会議を定期的に開催し、初動期の基本方針を決定する。本部員会議をはじめ災害対応に係る意思決定の過程について、記録をとるよう努める。また、総務課（打田管内）及び「粉河・那賀・桃山・貴志川」の各支所に災害対策支部を置くとともに、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

紀の川市以外の地域で大規模災害が発生し、応援活動を行う際にも、必要に応じて、紀の川市災害対策本部を設置する。

第7 災害対策本部の廃止

災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

災害対策本部の廃止基準

廃止基準	1 災害発生のおそれが解消したとき。
	2 災害応急対策がおおむね完了したとき。
	3 その他本部長（市長）が必要なしと認めたとき。

【震災時】

震度4以上の地震発生等の際、職員は、配備基準に基づき配備につく。
震度5弱以上の場合等に、災害対策本部・災害対策支部等を設置し、応急活動を実施する。

第1 災害配備基準

震災での職員の配備基準は、次のとおりとする。

災害配備の基準

区 分		配 備 基 準
災害対策本部 設置前の体制	警戒体制1号	●地震が発生し、紀の川市で震度4を記録したとき ●南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ○その他、危機管理部長が必要と認めたとき
災害対策本部 体制	配備体制1号	●地震が発生し、紀の川市で震度5弱を記録したとき ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ○その他、市長が必要と認めたとき
	配備体制2号 （初期段階で 緊急初動班体制）	●地震が発生し、紀の川市で震度5強以上を記録したとき ●南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○その他、市長が必要と認めたとき

第2 災害配備体制の決定・伝達

1 警戒体制1号

危機管理部内で災害情報の収集に努め、危機管理部長が警戒体制1号の配備を決定し、市長（副市長）に報告するとともに、各部長経由で職員に伝達する。

勤務時間外においては、災害情報を入手した当直者が、直ちに危機管理消防課長（連絡が取れないときは危機管理部長）に伝達する。

2 配備体制1号・2号

危機管理部等が収集した災害情報等に基づき、市長が配備体制を決定し、危機管理部長に災害対策本部の設置を指示する。危機管理消防課は、庁内放送、職員メール等により職員に伝達する。

第3 勤務時間外等の参集方法

職員は、勤務時間外、休日等において、災害配備基準となったことを知ったときは、動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につく。

震度5強以上の場合、全職員が「緊急初動班体制」をとる。

参集途上においては、目視などによる被害状況の収集や可能な範囲での人命救助、二次災害防止措置等を行い、参集時に所属長に報告する。

職員は、災害の状況により定められた場所に参集できないときは、自己の業務に関連する最寄りの公共施設等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。

配備体制2号の初期段階の参集場所（緊急初動班体制）

区 分	該 当 者	参 集 場 所
本部機能の確保要員	・市長 ・副市長 ・教育長 ・本庁舎の部長 ・危機管理消防課長 ・総務課長 ・契約管財課長 ・税務課長 ・収納対策課長 ・企画経営課長 ・公共施設マネジメント課長 ・危機管理消防課職員 ・総務課職員 ・契約管財課職員 ・企画経営課職員 ・公共施設マネジメント課職員	○市役所本庁舎に参集（本庁舎に参集できないときは最寄りの支所庁舎）
支部機能確保要員	・支所長 ・出張所長 ・副支所長 ・支所職員 ・出張所職員	○所属する支所庁舎に参集（所属する庁舎に参集できないときは最寄りの庁舎）
現地調査員	・総務部現地調査員（収納対策課、税務課、契約管財課） ・企画部現地調査員（財政課、公共施設マネジメント課）	○被災地区に向かい、概況調査を実施
各施設の状況確認・機能確保要員	・各施設の勤務職員	○勤務施設に参集
一般職員	・上記以外の職員	○勤務施設に参集

第4 災害対策本部の設置方法

市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法第23条の2及び紀の川市災害対策本部条例に基づき、紀の川市災害対策本部を設置する。

市長による災害対策本部の設置決定が困難な場合は、副市長が決定し、それも困難な場合には危機管理部長が決定する。

本部の設置場所は、紀の川市役所本庁舎3階庁議室とし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと市長が判断したときは、紀の川市役所本庁舎南別館3階大会議室を第2順位、打田生涯学習センターを第3順位とする。

また、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生の危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表により、災害対策本部を設置した時は、本市に被害がなくとも、1週間程度、本部を継続設置し、後発地震に対して警戒にあたる。

なお、災害対策本部の組織図は本計画 第1部 第1章 第1節 応急体制【風水害時】第4 災害対策本部の設置方法に定めるものとする。

第5 災害対策本部の設置、廃止等の周知方法

市長（以下、「災害対策本部長」という。）は、災害対策本部を設置、又は廃止したときは、次に掲げる者のうち必要と認める者に報告、通知、公表する。

災害対策本部の設置・廃止時の通報先

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 知事 |
| 2 | 住民・隣接市町・防災関係協力団体 |
| 3 | 警察署・那賀消防組合 |
| 4 | 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者 |
| 5 | 災害相互応援協定を締結している自治体等 |

また、資料1－2(1)の標示板を庁舎正面玄関に掲げる。職員は、資料1－2(3)の腕章を着用する。災害応急対策に使用する自動車には、資料1－2(2)の標旗をつける。

第6 災害対策本部の組織運営

災害対策本部は、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部付（教育長）、本部員（各部長、那賀消防組合消防長、公立那賀病院事務局長、消防団長）、事務局（危機管理消防課）、各部・課で構成する。

本部長は、災害対策に関する協議を行うため、本部員会議を定期的に開催し、初動期の基本方針を決定する。本部員会議をはじめ災害対応に係る意思決定の過程について、記録をとるよう努める。また、総務課（打田管内）及び「粉河・那賀・桃山・貴志川」の各支所に災害対策支部を置くとともに、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

紀の川市以外の地域で大規模災害が発生し、応援活動を行う際にも、必要に応じて、紀の川市災害対策本部を設置する。

第7 緊急初動班活動から災害対策本部活動への移行

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合、又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、交通の混乱情報の錯綜等により、職員が参集に要する時間が長くなることが想定される。

このため、職員の参集が進み、災害対策本部機能が確保できるまでの間、本庁及び各支所に緊急初動班を設置し、被害情報等収集活動、地区での災害応急活動など、初動期の活動を行う。

緊急初動班の活動目的を達成したときは、市長の指示により、緊急初動班を解散し、所定の災害対策本部体制に移行する。

この場合、各職員は、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示により、順次所属に復帰する。

第2節 気象警報、地震情報、避難指示等の伝達

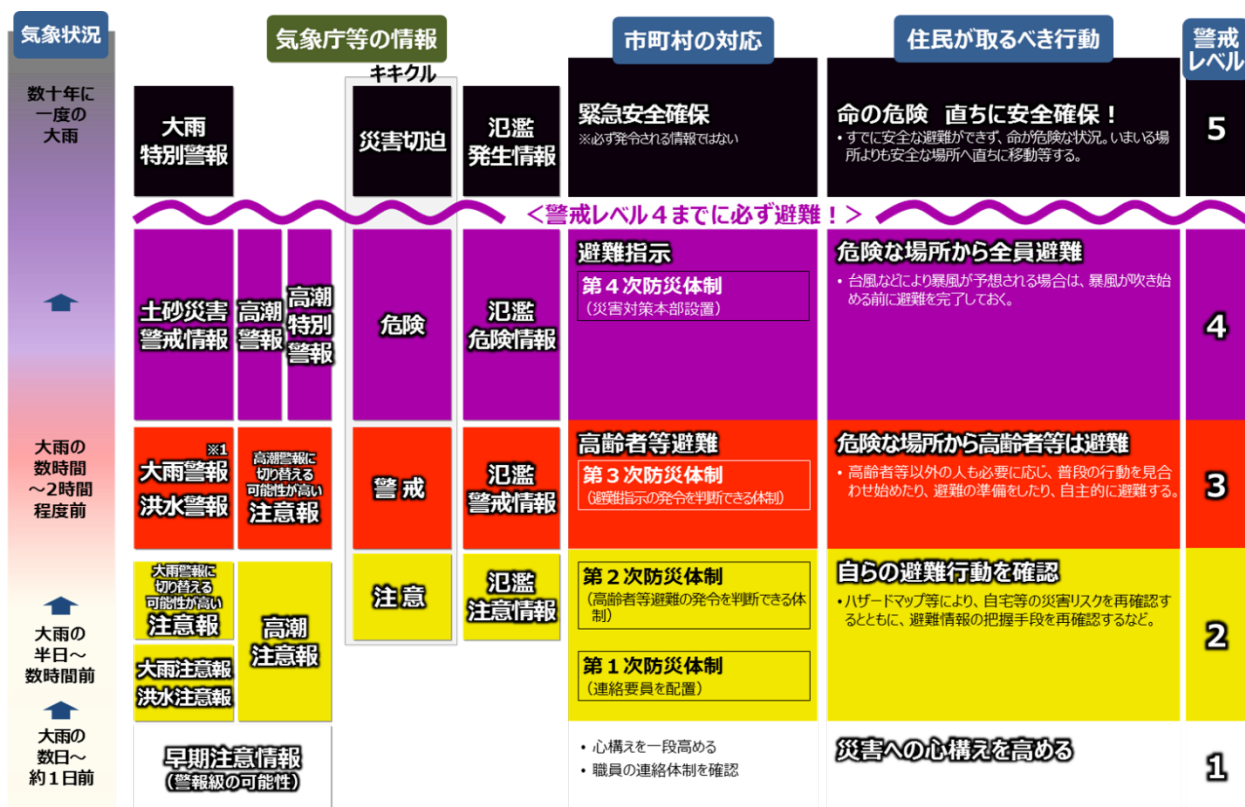
【風水害時】

気象警報、避難指示等を迅速かつ確実に市民に伝達する。

第1 5段階の警戒レベル

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））が令和3年5月に改定され、警戒レベルや対応する防災気象情報が見直された。

大雨特別警報、氾濫発生情報の発表で警戒レベル5相当、土砂災害警戒情報、氾濫危険情報などの発表で警戒レベル4相当となっている。



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

資料：気象庁ホームページ

第2 気象警報・注意報の発表基準

気象庁和歌山地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の発表基準（海洋関係は除く）

種 類	概 要
大雨 特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風 特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪 特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大雪 特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

警報・注意報発表基準一覧表（令和7年1月9日現在）

紀の川市	府県予報区		和歌山県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		紀北	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	151
	洪水	流域雨量指数基準		貴志川流域＝36.3、海神川流域＝6.4 佐川流域＝7.5、松井川流域＝4.5 名手川流域＝9.8、穴伏川流域＝13.7 柘榴川流域＝12.7、野田原川流域＝11.1、真国川流域＝16.7 春日川流域＝5.6、二瀬川流域＝9.3
		複合基準 (表面雨量指数・流域雨量指数)		紀の川流域＝(5, 71.3) 貴志川流域＝(7, 33) 真国川流域＝(5, 15)
		指定河川洪水予報による基準		紀の川[三谷・船戸]
	暴風		平均風速	20m/ s
	暴風雪		平均風速	20m/ s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 15 c m
			山地	12 時間降雪の深さ 30 c m

注意報	大雨	表面雨量指数基準	7		
		土壌雨量指数基準	105		
	洪水	流域雨量指数基準	貴志川流域＝26.8、海神川流域＝5.1 佐川流域＝6.0、松井川流域＝3.7 名手川流域＝7.8、穴伏川流域＝10.9 柘榴川流域＝10.1、野田原川流域＝8.8、真国川流域＝13.3 春日川流域＝4.4、二瀬川流域＝7.4		
		複合基準 (表面雨量指数 ・流域雨量指数)	紀の川流域＝ (5, 59.5) 貴志川流域＝ (5, 25.6) 佐川流域＝ (5, 6) 松井川流域＝ (5, 3.6) 名手川流域＝ (5, 7.8) 野田原川流域＝ (5, 7.2) 真国川流域＝ (5, 13.3)		
		指定河川洪水予報に よる基準	紀の川[三谷]		
	強風	平均風速	12m/ s		
	風雪	平均風速	12m/ s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 5 c m	
			山地	12 時間降雪の深さ 15 c m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%			
	なだれ	積雪の深さが 50 c m以上あり、高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨			
	低温	沿岸部で最低気温－ 4℃以下			
	霜	晩霜期 最低気温 3℃以下			
	着雪	24 時間降雪の深さ：平地 20 c m以上、山地 40 c m以上 気温：－ 2℃～ 2℃			
	記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110mm	
熱中症特別警戒アラート		暑さ指数（WBGT） 3 5 以上になると予想			
熱中症警戒アラート		暑さ指数（WBGT） 3 3 以上になると予想			

（注1） 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、地表面に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km²ごとに算出する。

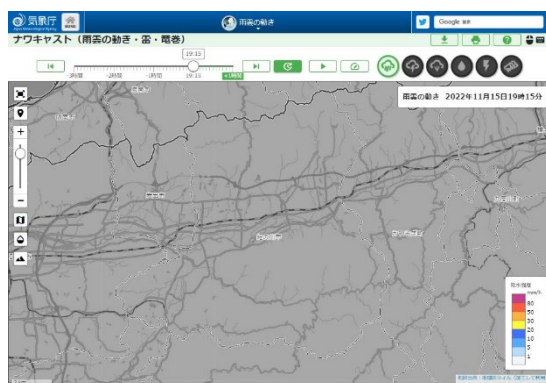
（注2） 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km²ごとに算出する。

（注3） 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、降った雨水が、地表面や地中を通して河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1km²ごとに算出する。

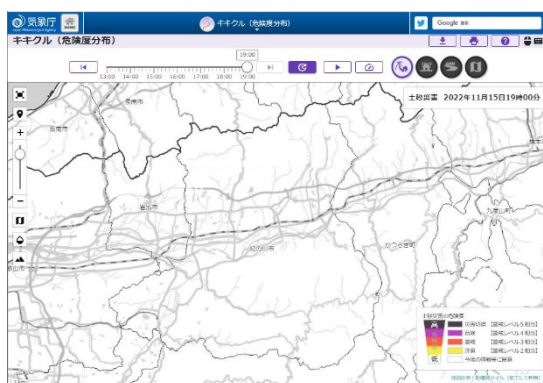
（注4） 熱中症警戒アラートは、暑さ指数（WBGT）の予想を基に、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、環境省と気象庁が連携して熱中症への注意喚起を行う情報。さらに、過去に例のない危険な暑さになり、熱中症による重大な健康被害が生ずる恐れがある場合には、熱中症特別警戒アラートが環境大臣から発表される。

気象庁ホームページによるキキクル（危険度分布）

1. 雨雲の動き

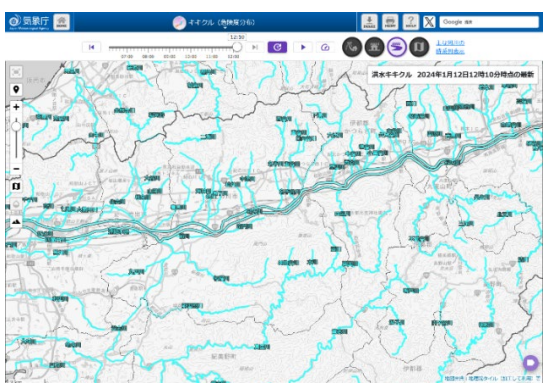
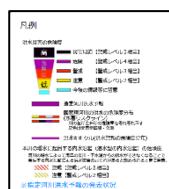


2. 土砂キキクル（危険度分布）

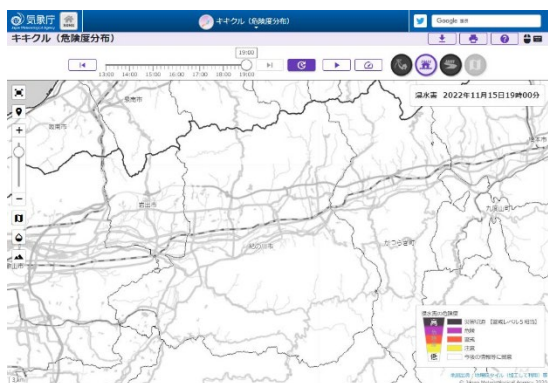


3. 洪水キキクル（危険度分布）

地図を拡大すると、国管理河川（紀の川）の洪水の危険度分布（水害リスクライン）も表示される。



4. 浸水キキクル（危険度分布）



キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害) の危険度分布)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する。 【警戒レベル5相当】 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する。【警戒レベル4相当】 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する。【警戒レベル3相当】 ・「注意」(黄)：ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。【警戒レベル2相当】
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する。 【警戒レベル5相当】 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する。【警戒レベル4相当】 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する。【警戒レベル3相当】 ・「注意」(黄)：ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。【警戒レベル2相当】
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の 危険度分布)	短時間強雨による浸水発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する。 【警戒レベル5相当】 ・「危険」(紫)：周囲の状況を確認し、各自の判断で、屋内の浸水がおよばない階に移動する。 ・「警戒」(赤)：安全確保行動をとる準備が整い次第、早めの行動をとる。高齢者等は速やかに安全確保行動をとる。 ・「注意」(黄)：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。各自の判断で、住宅の地下室からは地上に移動し、道路のアンダーパスには近づかないようにする。

第3 水位情報の基準

紀の川は、「洪水予報指定河川」として、「氾濫危険水位」などの「水位に関する情報」の基準が国土交通省により定められており、それに基づき、国土交通省と気象庁が共同で「洪水予報」を発表する。

本市では、三谷（みたに）水位観測所の水位情報をもとに発表されることが定められており、氾濫危険水位が4.80mなどとなっている。

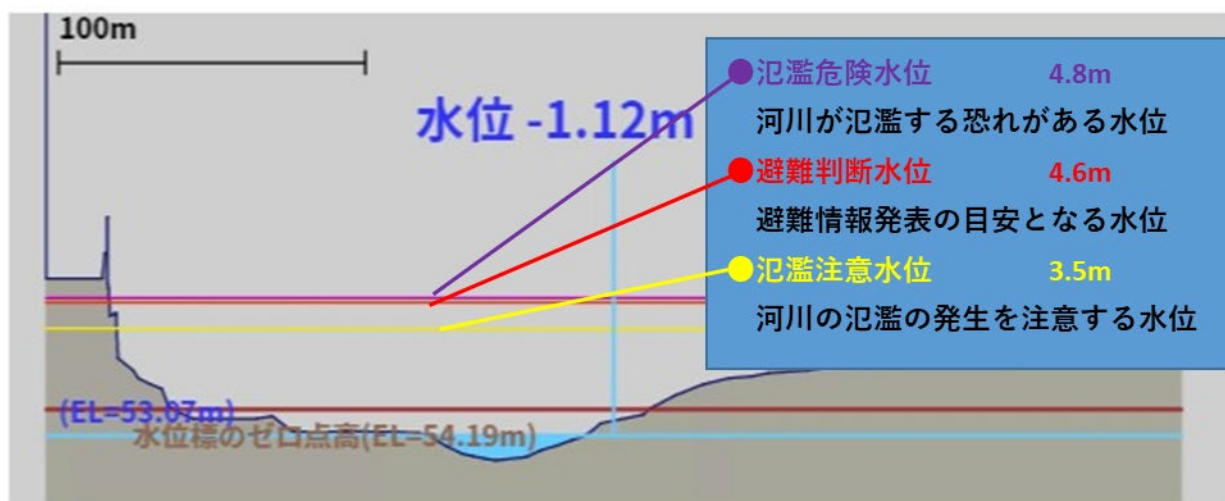
また、貴志川は、「水位周知河川」として、貴志水位観測所の水位情報が国土交通省により発表されており、避難判断水位が5.50mなどとなっている。

水位と洪水予報の関係

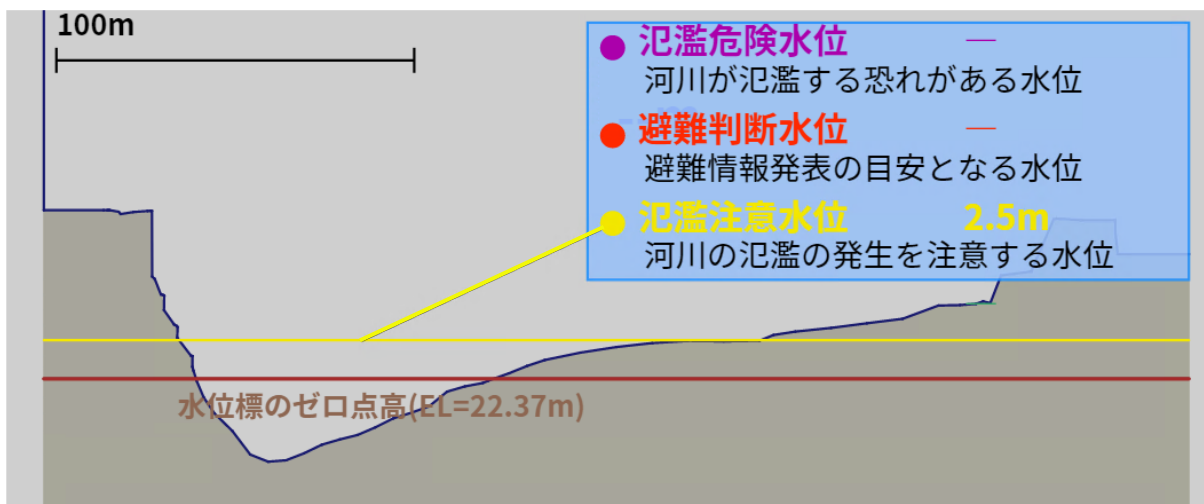
洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫の発生 （氾濫水の予報）	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 （洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 （洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】

国土交通省「川の防災情報」ホームページによる水位情報

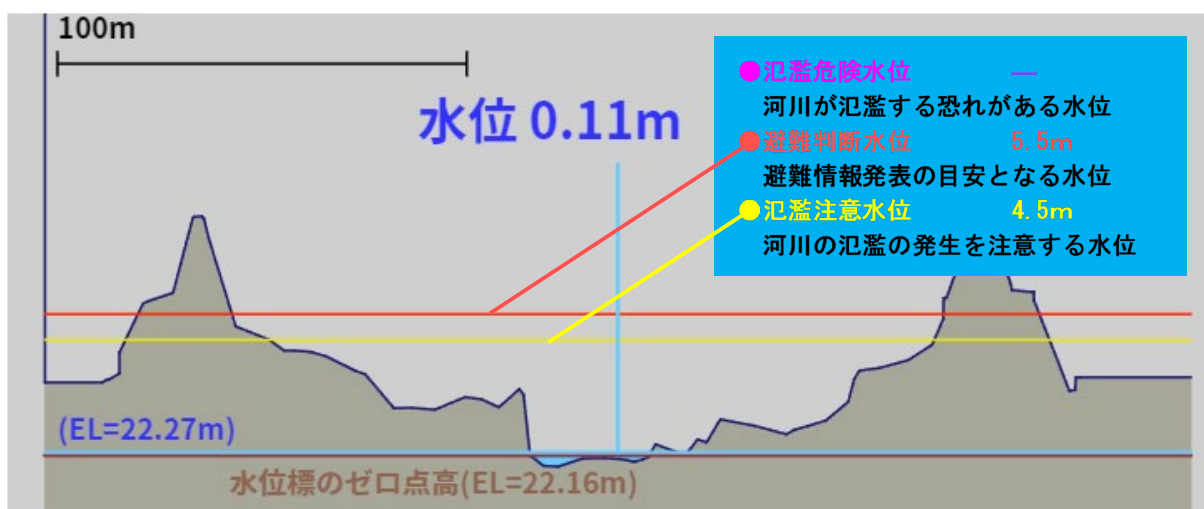
1 紀の川の三谷（みたに）水位観測所（かつらぎ町三谷）



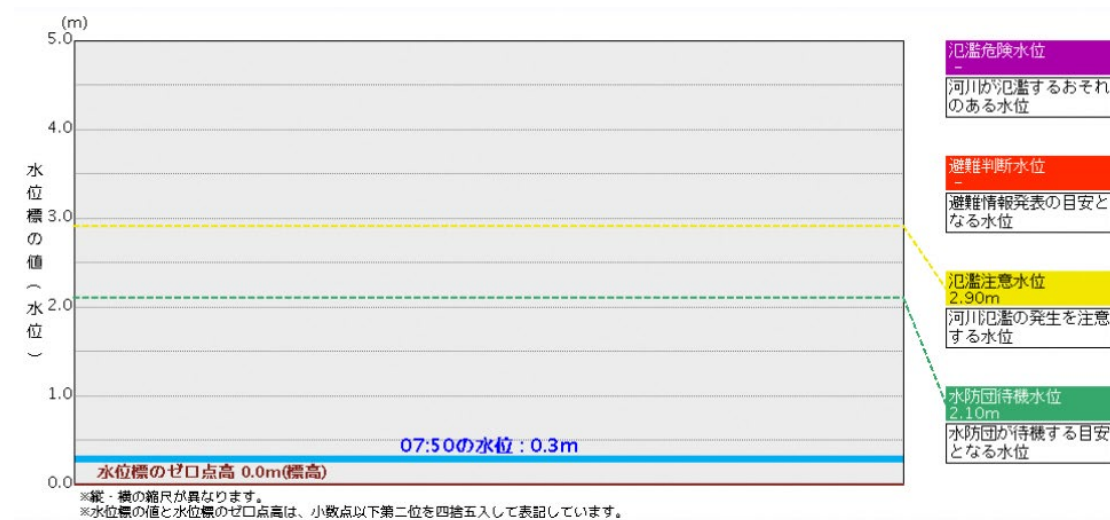
2 紀の川の竹房(たけぶさ)水位観測所(紀の川市桃山町段新田)



3 貴志川の貴志(きし)水位観測所(紀の川市貴志川町北)



4 柘榴川の神田(こうだ)水位観測所(紀の川市桃山町神田)

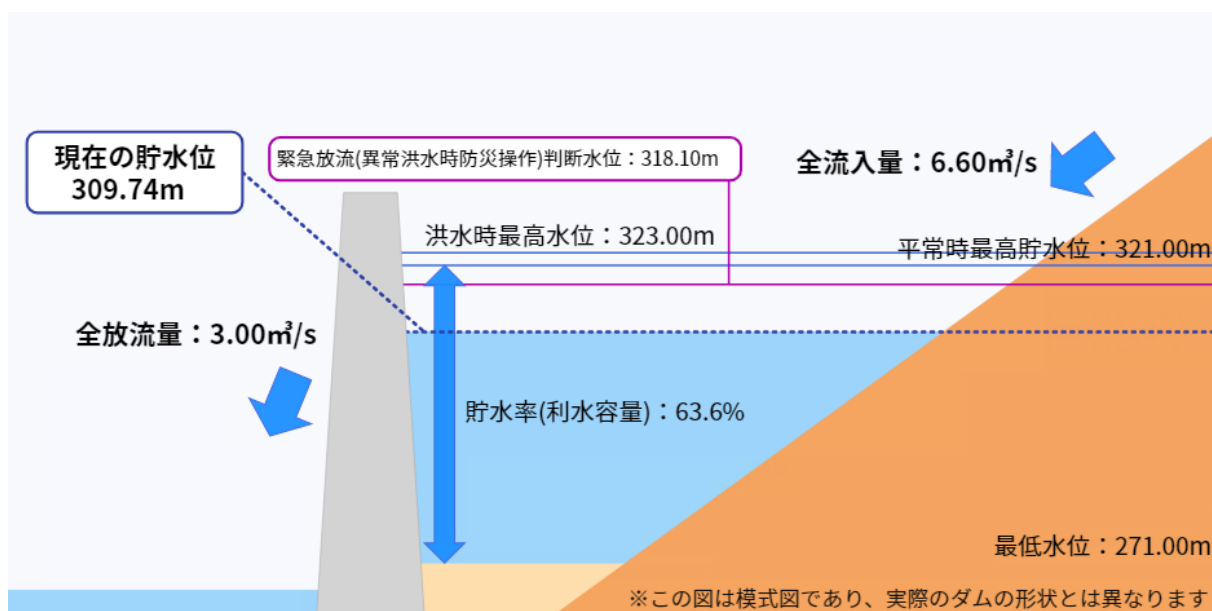


第4 大滝ダムの放流通知発表の基準

紀の川上流の洪水調節機能を有するダムは、近畿地方最大級である大滝ダム(奈良県川上村)のみで、洪水貯留準備操作(事前放流)水位や、異常洪水時防災操作(緊急放流)開始水位が定められている。

河川法第48条により、「ダム放流通知」(操作開始前情報、操作開始時通知、操作終了時の情報、警戒レベル相当情報)が関係知事、関係市町村長、関係警察署長に対してなされる。

国土交通省「川の防災情報」ホームページによる大滝ダムの貯水位情報



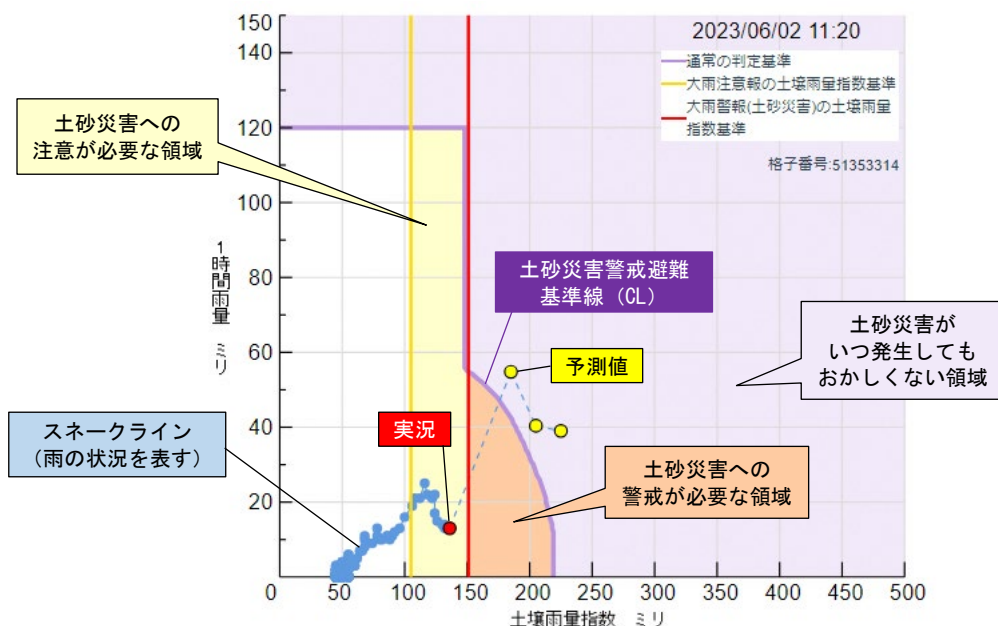
第5 土砂災害警戒情報等の基準

土壌雨量指数基準による大雨警報・大雨注意報や、土砂災害警戒情報は、地形や地盤などによって細かく定められているが、和歌山県ホームページ「和歌山県河川／雨量防災情報」の土砂災害メッシュ地図により、随時把握することができるため、避難情報の発令に際し、参照する。

和歌山県ホームページ「和歌山県河川／雨量防災情報」の土砂災害メッシュ地図



土砂災害警戒避難判定図



2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準値以上となると予想された時点[危険] (紫) で速やかに土砂災害警戒情報が発表される。

第6 避難情報の区分

災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、災害時要援護者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発令する。

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の区分

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始）
避難指示	●通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ●過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況	危険な場所から全員避難 ●この段階までに避難を完了しておく。 ●台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。
緊急安全確保	●何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況	直ちに安全確保 ●命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。

※避難のための立ち退きを指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保とする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示及び緊急安全確保に関する事項について、助言を求めることができる。

第7 避難指示等の判断基準

避難指示等の発令の判断基準は、次のとおりとする。

1 土砂災害

避難情報	判 断 状 況
高齢者等避難	〔日中の発令〕 ①大雨警報が発表され、災害発生のおそれがあると予想されるとき。 ②土砂災害警戒避難判定図において一定時間後にスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超える見込みであるとき。 ③土砂災害の前兆現象(軽微なもの)が認められたとき。(職員の巡視や住民からの通報) ④その他人命保護上、高齢者等避難を要すると認められるとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に準ずる。 ②長期的な予測情報(SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン)により現在までの降水量及び12時間先までの降水予測から400mmに達すると見込まれるとき。 ※参考値：降水量(平坦地月あたり最大値400mm)
避難指示	〔日中の発令〕 ①土砂災害警戒情報が発表され、災害発生のおそれがあると予想されるとき。 ②土砂災害警戒避難判定図においてスネークラインが土砂災害警戒避難基準を超え、2～3時間後においても基準を超えている状態が続くと予想されるとき。 ③土砂災害の前兆現象が認められたとき。(職員の巡視や住民からの通報) ④その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に準ずる。 ②長期的な予測情報(SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン)により災害発生のおそれがあると予想されるとき。 ③台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D)が400mmを超過すると見込まれるとき。
緊急安全確保	(1)土砂災害警戒情報が発表され、災害発生のおそれが高いと予想されるとき。 (2)大雨特別警報が発表されたとき。 (3)土砂災害緊急情報が発表されたとき。 (4)土砂災害が発生したとき。 (5)近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)を発見したとき。 (6)その他人命保護上、緊急安全確保を要すると認められるとき。
避難指示等の解除	解除については、土砂災害警戒情報の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生等を総合的に判断して行う。ただし、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたとするときとする。

備 考 大雨警報、注意 報の発表基準	市町村単位の発表となる。	
	本市の土砂災害に関する大雨警報（土砂災害）、大雨注意報の発表基準	
	大雨警報（土砂災害）	大雨注意報
	土壌雨量指数基準	151
		105

2 洪水

(1) 紀の川（洪水予報河川）

判断基準地点	避難情報	判 断 状 況
三谷水位観測所 【参考】 麻生津水位観測所 竹房水位観測所 ※堤防の損傷、 上流域の雨量 予測、大滝ダ ムの放流量も 考慮する。	高齢者等避難	〔日中の発令〕 ①紀の川の水位が避難判断水位(三谷)4.6mに達するおそれがあり、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ②過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想されるとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に準ずる。 ②現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測情報(SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン)を基に避難判断水位に達すると見込まれるとき。 ③現在までの雨量及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D)が170mmを超える可能性があるとき。
	避難指示	〔日中の発令〕 ①紀の川氾濫警戒情報が発表され、河川水位が氾濫危険水位(三谷)4.8mに達し、洪水警報がさらに継続すると予想されるとき。 ②河川管理施設の異常(破堤につながるような漏水、越水、亀裂等)を確認したとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に準ずる。 ②水位予測情報により1～3時間後には氾濫危険水位に近づく予想となっているとき。 ③現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測情報(SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン)を基に避難判断水位に達すると見込まれるとき。 ④台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D)が200mmを超える可能性があるとき。
	避難指示等の解除	洪水予報が解除され、河川の水位が氾濫注意水位以下に下がり、気象状況などから水位が再度上昇するおそれなくなった場合に河川等の現地調査を行い、安全を確認したうえで総合的に判断する。
備 考 ア 上流域の雨量予測、大滝ダムの放流量も考慮する。 イ 国土交通省が発表する洪水予報の基準点は、五條、三谷、船戸の各水位観測所であるため、本市の判断基準地点を上流にある三谷観測所とした。また、麻生津及び竹房水位観測所の水位についても参考とする。		

ウ 各水位観測所の基準値は次のとおりである。

○ 三谷水位観測所（伊都郡かつらぎ町三谷）

氾濫危険水位：4.80m 避難判断水位：4.60m 氾濫注意水位：3.50m 水防団待機水位：2.00m

○ 麻生津水位観測所（紀の川市北涌）

氾濫注意水位：4.00m

○ 竹房水位観測所（紀の川市桃山町段新田）

氾濫注意水位：2.50m

(2) 貴志川（水位周知河川）

判断基準地点	避難情報	判 断 状 況
貴志水位観測所 【参考】 野上新橋水位観測所 小川橋水位観測所 永宝橋水位観測所 ※紀の川の水位も考慮する。 和歌山河川国道事務所 (073) 424-2471	高齢者等避難	[日中の発令] ①貴志川の水位が氾濫注意水位(貴志)4.5mに達するおそれがあり、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ②過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想されるとき。 [夜間になることを考慮した発令] ①日中の発令基準に準ずる。 ②現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測情報(SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン)を基に避難判断水位に達すると見込まれるとき。 ③台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D)が170mmを超える可能性があるとき。
	避難指示	[日中の発令] ①貴志川氾濫警戒情報が発表され、河川水位が避難判断水位(貴志)5.5mに達し、さらに水位の上昇が予想されるとき。 ②河川管理施設の異常(破堤につながるような漏水、越水、亀裂等)を確認したとき。 [夜間になることを考慮した発令] ①日中の発令基準に準ずる。 ②現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測情報(SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン)を基に避難判断水位に達すると見込まれるとき。 ③台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測(SYNFOS-3D)が200mmを超える可能性があるとき。
	避難情報の解除	河川の水位が氾濫注意水位以下に下がり、気象状況などから水位が再度上昇するおそれなくなった場合に河川等の現地調査を行い、安全を確認したうえで総合的に判断する。
備 考 ア 紀の川の水位も考慮すること。 イ 国土交通省が発表する水位情報の基準観測所は貴志水位観測所である。また、上流にある野上観測所の水位についても参考とする。 ウ 各水位観測所の基準値は次のとおりである。 ○ 貴志水位観測所(紀の川市貴志川町北) 避難判断水位: 5.50m 氾濫注意水位: 4.50m 水防団待機水位: 2.50m ○ 野上新橋水位観測所(海南市野上中) 氾濫危険水位: 4.80m 避難判断水位: 4.00m 氾濫注意水位: 4.00m 水防団待機水位: 2.00m ○ 小川橋水位観測所(紀美野町下佐々) 氾濫危険水位: 5.50m 避難判断水位: 4.70m 氾濫注意水位: 4.00m 水防団待機水位: 3.50m		

○ 永宝橋水位観測所（紀美野町毛原宮）

氾濫危険水位：3.70m 避難判断水位：3.10m 氾濫注意水位：3.00m 水防団待機水位：2.00m

(3) 内水氾濫等

〔排水機場関係〕

判断基準地点	避難情報	判断状況
【那賀地域】 1) 西脇排水機場 2) 藤崎排水機場 3) 後田排水機場 【桃山地域】 1) 宮ノ前排水機場 2) 後島排水機場 3) 高嶋排水機場 4) 妙見排水機場 5) 宮前第一樋門 6) 北島樋門 【貴志川地区】 1) 前田排水樋門	高齢者等避難	〔日中の発令〕 ①河川の水位が上昇し堤内地側への逆流を防ぐため樋門を全閉し、かつ、当市において大雨警報（浸水害）が発表されたとき。 ②過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想される時。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に順ずる ②長期的な予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン）により避難指示基準に該当するとき。 ③現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が170mmを超える可能性のあるとき
	避難指示	〔日中の発令〕 ①近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、かつ、当市において大雨警報（浸水害）が継続すると見込まれ、内水氾濫のおそれが予想される時。 ②近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき。 ③記録的短時間大雨情報（110mm/h）が発表され、その後も降雨が予想される時。 ④警報雨量基準（3時間雨量）に30mmを加算した値に達したとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の基準に順ずる ②記録的短時間大雨情報（110mm/h）が発表され、その後も降雨が予想される時。 ③長期的な予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台ホットライン）により避難指示基準に該当するとき。 ④3時間後の降水予測が警報雨量基準（3時間雨量）に30mmを加算した値に達するとき。 ⑤台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が200mmを超える可能性のあるとき。
	避難情報の解除	住宅地等の浸水が解消して安全を確認したうえで総合的に判断する。
備考 【那賀地域】 1) 西脇排水機場（西脇） ポンプ：水中ポンプ（0.5m ³ /秒）2基 / 排水能力：1.0m ³ /秒 2) 藤崎排水機場（藤崎） ポンプ：水中ポンプ（0.5m ³ /秒）2基 / 排水能力：1.0m ³ /秒 3) 後田排水機場（後田） ポンプ：水中ポンプ（0.1m ³ /秒）2基 / 排水能力：0.2m ³ /秒		

【桃山地域】

1) 宮ノ前排水機場（桃山町調月）

ポンプ：スクリーポンプ（ $2\text{ m}^3/\text{秒}$ ）2基 / 排水能力： $4.0\text{ m}^3/\text{秒}$

2) 後島排水機場（桃山町調月）

ポンプ：スクリーポンプ（ $2\text{ m}^3/\text{秒}$ ）1基 / 排水能力： $2.0\text{ m}^3/\text{秒}$

水中ポンプ（ $0.5\text{ m}^3/\text{秒}$ ）2基 / 排水能力： $1.0\text{ m}^3/\text{秒}$

3) 高嶋排水機場（桃山町調月）

ポンプ：水中ポンプ（ $0.65\text{ m}^3/\text{秒}$ ）2基 / 排水能力： $1.3\text{ m}^3/\text{秒}$

4) 妙見排水機場（桃山町元）ポンプ：スクリーポンプ（ $3\text{ m}^3/\text{秒}$ ）1基 / 排水能力： $3.0\text{ m}^3/\text{秒}$

5) 宮前第一樋門 ポンプ：水中ポンプ（ $4\text{ m}^3/\text{分}$ ）2基 / 排水能力： $8\text{ m}^3/\text{分}$

6) 北島樋門 ポンプ：水中ポンプ（ $4\text{ m}^3/\text{分}$ ）3基 / 排水能力： $12\text{ m}^3/\text{分}$

【貴志川地区】

1) 前田排水樋門 ポンプ：水中ポンプ（ $4\text{ m}^3/\text{分}$ ）5基 / 排水能力： $20\text{ m}^3/\text{分}$

※5)～6)は6月～10月の限定設置

〔排水樋門関係〕

判断基準地点	避難情報	判 断 状 況
各排水樋門	高齢者等避難	〔日中の発令〕 ①河川の水位が上昇し堤内地側への逆流を防ぐため樋門を全閉し、かつ、当市において大雨警報（浸水害）が発表されたとき。 ②過去の災害発生例、地形等から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想される時。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に順ずる ②長期的な予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台おたけ）により避難指示基準に該当するとき。 ③現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が170mmを超える可能性のあるとき
	避難指示	〔日中の発令〕 ①近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、かつ、当市において大雨警報（浸水害）が継続すると見込まれ、内水氾濫のおそれが予想される時。 ②近隣の地区で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき。 ③記録的短時間大雨情報（110mm/h）が発表され、その後も降雨が予想される時。 ④警報雨量基準（3時間雨量）に30mmを加算した値に達したとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の基準に順ずる ②記録的短時間大雨情報（110mm/h）が発表され、その後も降雨が予想される時。 ③長期的な予測情報（SYNFOS-3D降水予測、府県情報、気象台おたけ）により避難指示基準に該当するとき。 ④3時間後の降水予測が警報雨量基準（3時間雨量）に30mmを加算した値に達するとき。 ⑤台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D）が200mmを超える可能性のあるとき。
	避難指示等の解除	住宅地等の浸水が解消して安全を確認したうえで総合的に判断する。
備 考		
ア 排水ポンプ車（市所有）		ポ ン プ：超軽量型水中モーターポンプ（φ200mm）4台 排水能力：ポンプ1台あたり 5.0m ³ /分
イ 排水ポンプパッケージ車（市所有）		ポ ン プ：超軽量型水中モーターポンプ（φ200mm）2台 排水能力：ポンプ1台あたり 5.0m ³ /分

(4) ため池の決壊等

判断基準地点	避難情報	判 断 状 況
ため池	高齢者等避難	〔日中の発令〕 ①水位の上昇が認められ、満水位に達すると予想され、今後、当市において大雨警報（浸水害）が発表されたとき。 ②過去の災害発生例から災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等の発令が予想されるとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の発令基準に順ずる ②長期的な予測情報（SYNFO5-3D降水予測、府県情報、気象台ホトライン）により避難指示基準に該当するとき。
	避難指示	〔日中の発令〕 ①水位の上昇が認められ、満水位に達し、今後、当市において大雨警報（浸水害）がさらに継続すると予想されるとき。 ②破堤（決壊）につながるような漏水・越水・亀裂等を確認したとき。 〔夜間になることを考慮した発令〕 ①日中の基準に順ずる ②長期的な予測情報（SYNFO5-3D降水予測、府県情報、気象台ホトライン）により避難指示基準に該当するとき
	避難情報の解除	気象状況などから水位が再度上昇するおそれなくなった場合に、ため池等の現地調査を行い安全を確認したうえで総合的に判断する。
備 考 (3) 内水氾濫等、〔排水樋門関係〕に同じ。		

避難指示等の伝達文に含めるべき、避難行動の内容

- 1 発令者
- 2 発令時間
- 3 対象地域及び対象者
- 4 高齢者等避難、避難指示の別
- 5 避難すべき理由
- 6 避難の時期
- 7 避難場所
- 8 その他注意事項

第9 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、その現象が水防又は火災に関する場合は那賀消防組合に、竜巻、強い降雹、豪雨等、著しく異常な気象現象は和歌山地方気象台に、また、その他の現象については市又は岩出警察署に通報する。

異常現象を承知した市長は、その現象により被害が予想される地域の住民及び関係機関に周知を図る。

【震災時】

地震情報、避難情報を迅速かつ確実に市民に伝達する。

第1 緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類

気象庁により発表される緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類は、次のとおりである。

緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内容
緊急地震速報 （警報）注1	最大震度が5弱以上、または、最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、震度4以上、または、長周期地震動階級3以上が予想される地域名（本市は「和歌山県北部」）
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（本市は和歌山県北部）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源（注2））やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	- 震度1以上 - 津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 - 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。

推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ・国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表*。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 *国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

注1：震度6弱以上または長周期地震動階級4が予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

注2：震源：震央の緯度及び経度並びに地表からの深さによって示される。

第2 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件

気象庁により発表される「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件は、次のとおりである。「南海トラフ地震臨時情報」は、(調査中)、(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)といったキーワードが付記されて発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件

情報名	情報発信条件
南海トラフ地震臨時情報	1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 2 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	1 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 2 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

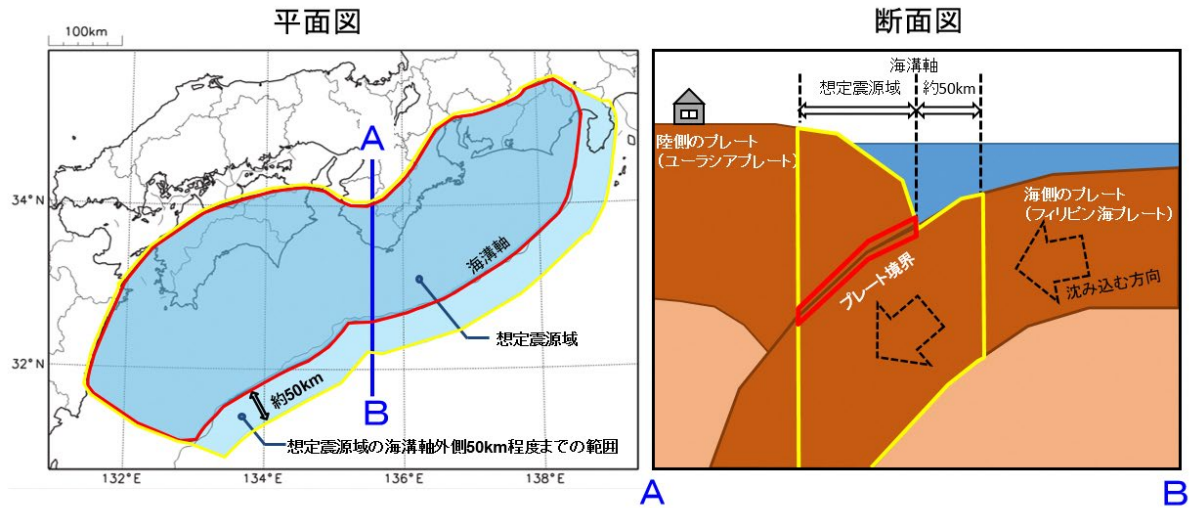
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(注3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

南海トラフ地震の監視領域と想定震源域



※監視領域は、想定震源域内と、想定震源域の海溝軸外側約50km

資料：気象庁ホームページ

第3 市内の震度計の状況

市内には、粉河に気象庁震度計があるほか、各地に震度計があり、次の名称で震度情報が発表される。

震度情報で用いる紀の川市内の地域名称等

(令和6年7月現在)

地域名称	市町村名	震度発表名称	備考
和歌山県 北部	紀の川市	紀の川市西大井	市役所敷地内の県の震度計
		紀の川市粉河	気象庁震度計
		紀の川市那賀総合センター	防災科学技術研究所の震度計
		紀の川市桃山町元	桃山支所敷地内の県の震度計
		紀の川市貴志川町神戸	貴志川支所敷地内の県の震度計

第4 避難情報等の区分

災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行う。

また、要配慮者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発令する。

地震災害時には、揺れや液状化現象に伴う土砂災害や堤防の決壊、大規模火災、危険物の爆発などによる二次災害を防止するため、必要に応じて、避難指示の発令を行う。

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の区分

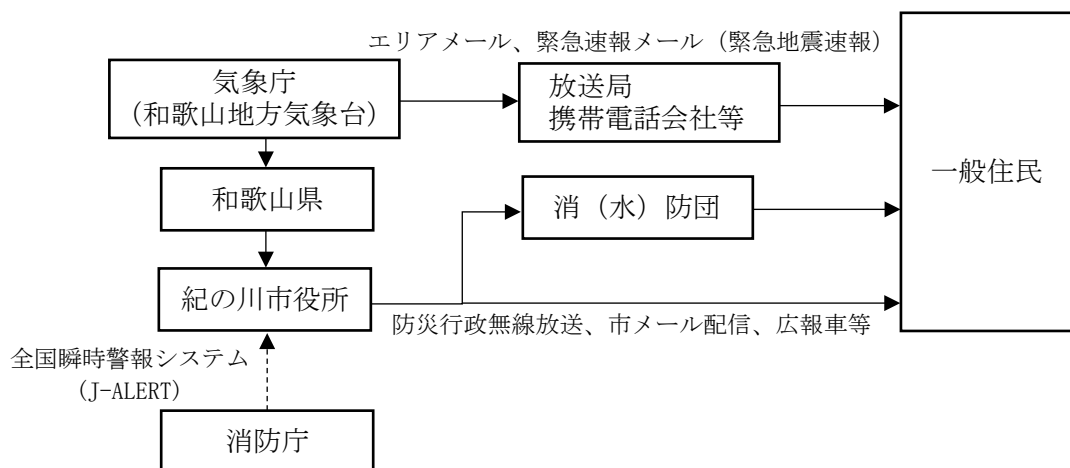
区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、避難準備開始
避難指示	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○災害が発生した状況	●避難指示の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
緊急安全確保	○何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況	直ちに安全確保 ●命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。

※避難のための立ち退きを指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該避難指示等に関する事項について、助言を求めることができる。

第5 緊急地震速報及び地震情報、避難情報等の伝達

避難情報等を発令した際には、市メール配信や緊急速報メール、エリアメール、防災行政無線放送、デジタル簡易無線により、速やかに市民、防災関係者に伝達する。また、広報車による巡回広報を行う。

緊急地震速報（警報）及び地震情報、避難情報等の伝達経路



第6 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、その現象が水防又は火災に関する場合は那賀消防組合に、また、その他の現象については市又は岩出警察署に通報する。

異常現象を承知した市長は、その現象により被害が予想される地域の住民及び関係機関に周知を図る。

第3節 被害情報等の収集・伝達

【風水害・震災時】

被害情報等を迅速に収集・整理し、本部内、県・国・関係機関と共有する。

第1 職員の登庁時における情報収集

各職員は、配備指令により非常参集する際、登庁途上において周囲の状況を把握し、その被害状況をLoGoフォームに入力するとともに、所属長に報告する。

各所属長は、動員状況を人材マネジメント課に報告する。収集した情報は、被害状況報告書等を活用し現場写真や地図等を添付して関係部署に報告する。

第2 支所別の被害状況の把握

総務部現地調査員（収納対策課、税務課、契約管財課）、企画部現地調査員（公共施設マネジメント課）は、消防団方面隊等と連携して、各地区での被害状況の把握に努める。

総務課長、各支所長及び出張所長が、情報収集責任者として、総務部現地調査員（収納対策課、税務課、契約管財課）、企画部現地調査員（公共施設マネジメント課）から被害状況の情報を受ける。

被害が甚大な地区、通信途絶等により連絡がとれない地区等については、職員を派遣し、被害調査を行い、簡易無線機等を利用して情報を伝える。

第3 各施設の被害状況の把握

各施設の職員は、担当施設の被害状況を速やかに調査し、当該施設の所管課長に報告し、LoGoフォームへ入力する。

各施設の職員は、当該施設の周辺の状況を、打田地域の施設にあつては総務課長に、粉河・那賀・桃山・貴志川地域にあつては各支所長に、韮瀬地区にあつては出張所長に報告する。

第4 建築物等の被害調査チームの編成と調査の実施

大規模災害時には、建築物や宅地の二次災害の危険性を把握し住民の安全を確保する「応急危険度判定調査」と、住家の被害の程度を調査し、罹災証明の交付につなげる「住家被害認定調査」を組織的に行う必要がある。

応急危険度判定調査は都市計画課、住家被害認定調査は税務課が中心に、被害調査チームを編成し、実施計画を立てて、調査を進める。必要に応じて、県に被災建築物応急危険度判定士、被災宅地応急危険度判定士及び住家被害認定士の派遣を要請する。

第5 安否不明者等の情報収集

危機管理消防課は、要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力を得て、積極的に安否不明者等に関する情報収集を行い、県の実施する安否不明者等の氏名等の公表に協力する。

なお、県への情報提供にあたっては、県の「災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」に基づき実施する。

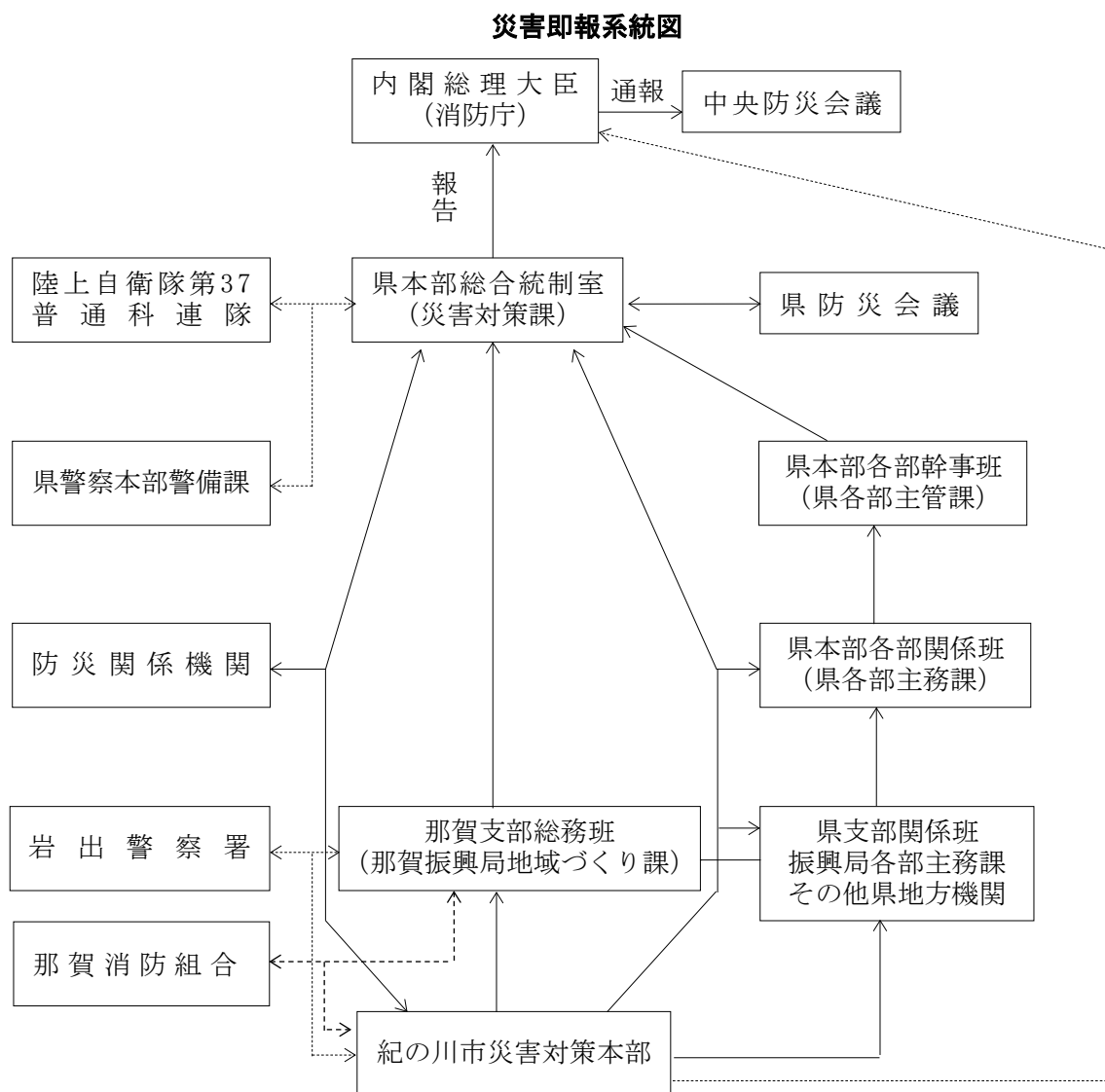
第6 県・国への報告

1 災害即報

災害対策本部事務局は、分かる範囲での第一報として、県に対し、県総合防災情報システム等により、「被害状況即報及び災害概況即報」（様式1-1・1-2）を用いて、災害即報を報告する。

災害即報の報告にあたり、那賀消防組合、岩出警察署をはじめ、関係機関から得られた情報との整合に留意する。

通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（災害対策基本法第53条第1項）



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

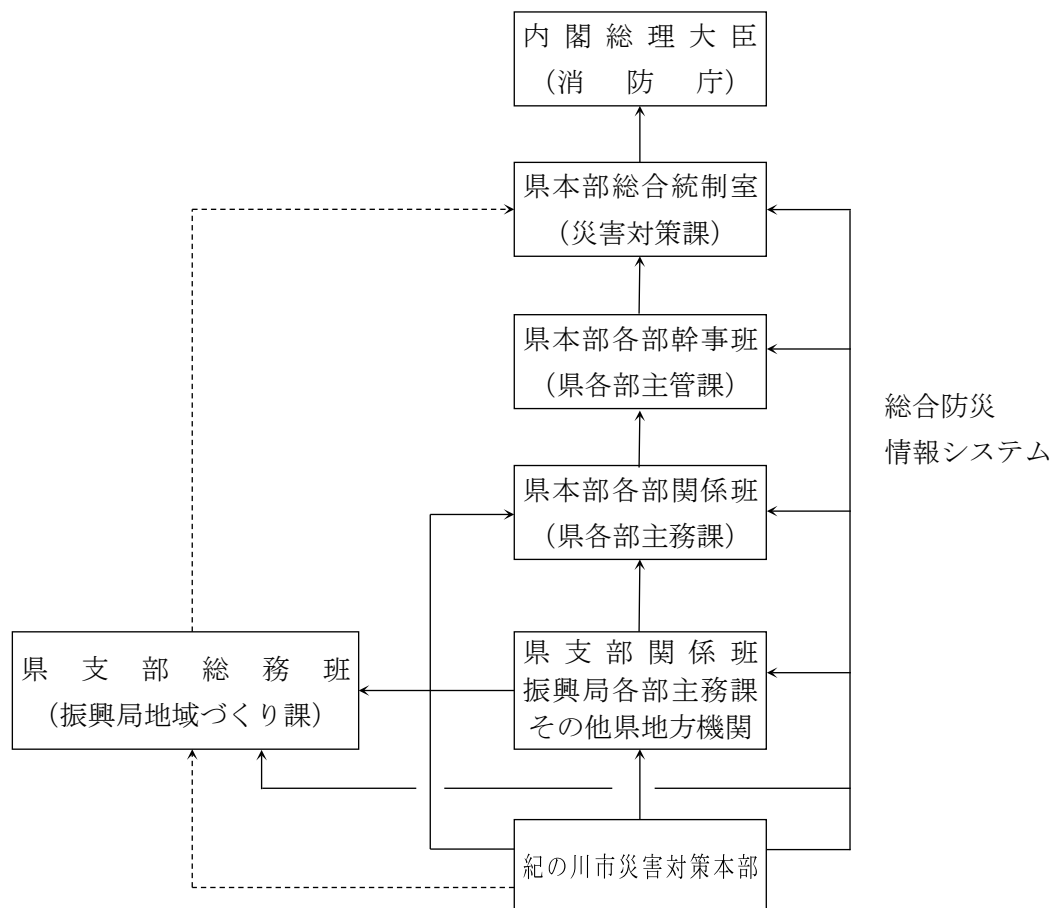
② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

2 被害状況報告

災害対策本部事務局は、県に対し、県総合防災情報システム等により、「被害状況報告及び附表・明細表」（様式1－3）を用いて、被害状況報告を、概況、中間、確定報告と段階的に行う。

被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行い、消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を1部消防庁あてに送付する。

被害状況報告系統図



（注）① 本部が設置されない場合も上図に準ずる。

② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

3 被害区分別報告系統

災害対策本部各部は、被害の区分別に、所管する分野における被害状況を県の所管部門に報告する。

消防庁連絡先

区 分		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	防災電話	7-048-500-9049013	7-048-500-9049101 7-048-500-9049102
	防災F A X	7-048-500-49033	7-048-500-49036

県連絡先

回線種別	専用回線（有線）	衛 星 回 線
県庁災害対策課		
内線電話機 → 内線電話機	073-441-2262	
防災電話機 → 内線電話機	300-8-2261	7-030-300-8-2261
防災電話機 → 防災電話機	300-403	7-030-300-403
F A X	300-496（～499）	7-030-300-496（～499）
那賀振興局 地域づくり課		
防災電話機 → 防災電話機	320-400	7-030-320-400
F A X	320-499	7-030-320-499
那賀振興局 地域づくり課 地域振興・防災グループ		
内線電話機 → 内線電話機	0736-61-0014	
防災電話機 → 内線電話機	320-8-406	7-030-320-8-406

※内線電話機…通常時使用の電話機 / 防災電話機…県総合防災情報システム付属の電話機

県の被害区分ごとの報告先

被 害 区 分	県への報告先	県本庁主務課	市の担当課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	社会福祉課 建築住宅課	福祉部各課 住宅政策課 都市計画課
土木関係（道路、河川等）	振興局建設部	県土整備部各課	道路河川課 建設総務課
農業関係（農作物、施設等）	振興局農業水産振興課	農林水産部各課	農業振興課
耕地関係（ため池、水路等）	振興局農地課	農業農村整備課	農地整備課
林 業 関 係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課	林務課
水 産 関 係	振興局農業水産振興課	水産振興課	農業振興課
公共施設関係	振興局健康福祉部・ 地域づくり部各課	各部関係各課	道路河川課 建設総務課 下水道課 水道工務課
商 工 業 関 係	振興局地域づくり課	商工労働部 関係各課	商工労働課
観 光 関 係	振興局地域づくり課	観光振興課	観光振興課
自然公園関係	振興局衛生環境課	自然環境課	林務課
衛 生 関 係	振興局健康福祉部	環境生活部・福祉保健部 関係各課	環境衛生課
そ の 他	振興局地域づくり課	関係各課（室） 災害対策課	危機管理消防課 総務課 関係各課
災害に対してとられた措置の概要	同 上	同 上	同 上

第4節 災害通信

【風水害・震災時】

通信手段の被災状況を確認し、不通の場合は、代替手段の確保と応急復旧を進める。

第1 通信手段の被災状況の確認・応急復旧

災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合には、システムの復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保する。

各種通信手段の状況・特徴

主な用途	名称	内容
対住民の 通信手段	防災行政無線	防災情報を屋外拡声子局や戸別受信装置により住民に周知するための無線通信システム。電話が使用できない場面でも活用できるが、双方向の情報通信機能は限定的である。
	紀の川市メール 配信サービス	登録制で、各種イベントや不審者等の地域情報、防災等の情報を電子メールで配信するサービスで、J-ALERT(全国瞬時警報システム)と連携している。
	緊急速報メール エリアメール	緊急速報メール（エリアメール）は、携帯電話事業者（NTTドコモ、au、ソフトバンク等）が無料で提供するサービスで、国や地方公共団体による災害・避難情報等を、回線混雑の影響なく、特定のエリア内の対応端末（スマートフォン・携帯電話）に一斉に配信するもの。
	和歌山県防災 ナビ	和歌山県が配信している無料アプリで、避難先検索や防災情報のプッシュ通知、家族等が避難した場所の確認などの機能がある。
	災害用伝言ダ イヤル・伝言板 サービス	各電話会社が、電話がかかりにくい状況に録音音声や入力文字を登録し、相手に安否状況を伝えることができるサービス。

防災関係 機関間の 通信	県総合防災情報システム	県と県内全市町村、気象台、その他防災関係機関を有線回線と衛星回線（地域衛星通信ネットワーク）の2ルートの回線で結ぶ情報通信システム。
	防災相互通信用無線	庁舎に設置した県総合防災情報システム端末が被災して使用できなくなった場合に、県庁や国その他防災関係機関との通信を確保する無線システム。
	災害時優先電話	防災関係機関とNTTが協議して、一般電話回線の中から指定する回線で、一般公衆回線に比べて優先して使用できる。
	消防用回線（消防無線）	各消防機関が使用している無線回線で、県内共通波により県内の近隣各消防機関、全国共通波で他府県の近隣消防機関相互との通信ができる。
	非常通信	災害時において、他に手段がない場合などに、近畿地方非常通信協議会の構成機関等の設備を利用して行う通信。

第2 通信途絶時等における連絡方法

市は、各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講ずる。

第3 情報連絡員（リエゾン）による情報伝達等

国土交通省近畿地方整備局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各種情報の共有を図るため、情報連絡員（国リエゾン）を派遣する。

県は、市との通信が途絶、又は困難になった場合や県災害対策本部を設置した場合等において、携行する衛星携帯電話等を活用し、県と市の情報伝達支援を行い情報共有を図るため、あらかじめ指定している情報連絡員（県リエゾン）を派遣する。

市は、情報連絡員が国又は県と速やかに、かつ、円滑に情報伝達できるよう執務場所の確保や市の保有する通信手段を使用させるほか、必要に応じ、本部員会議にオブザーバーとして出席させるなど、情報連絡員の情報収集活動を支援する。

第5節 災害広報

【風水害・震災時】

避難者が必要とする情報を多様な方法で広報する。

第1 発災前・発災直後の情報伝達

発災前や発災直後に、防災メールや、防災行政無線、広報車、ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用し、災害情報を要配慮者を含む市民に迅速・的確に伝達する。

発災前・発災直後に広報すべき主な事項

- 1 気象予報・警報に関する情報
- 2 初期消火活動、人命救助の呼びかけ
- 3 災害情報、被害情報
- 4 住民に対する避難指示等の状況
- 5 医療救護所及び避難所の開設状況

第2 時機に即した災害広報の実施

災害発生から応急対策の進行に合わせ、時機に即した災害広報の実施に努める。

時機に即して広報すべき主な事項

- 1 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況
- 2 災害情報（二次災害含む）、被害情報
- 3 救援物資の配給状況
- 4 ライフラインの被害及び復旧見通し状況
- 5 緊急輸送道路確保への協力要請
- 6 ボランティア受入れ情報
- 7 被災者の安否に関する情報
- 8 主要道路状況
- 9 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- 10 市民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- 11 その他生活情報等必要と認める情報

活用可能な主な広報媒体

- 1 ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- 2 防災行政無線による広報
- 3 広報車による巡回広報
- 4 広報紙、チラシ、ポスター等の作成、配布
- 5 市ホームページによる広報
- 6 市メール配信による広報
- 7 緊急速報メール、エリアメール配信
- 8 SNSを活用した広報

第3 情報の記録・収集・整理

災害対策本部における記録担当を定め、状況に応じ現地に派遣して災害現場の写真・動画での撮影、取材・ヒアリング内容の記録を進める。

また、他の職員や防災関係機関による記録の収集に努める。

第4 報道要請・報道対応

緊急警報等の放送要請は、原則として那賀振興局を経由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。ただし、県と市との通信途絶等特別の事情がある場合は、市から直接放送局に対し要請する。

大規模災害時は、広報課に報道対応の一元化を図るとともに、紀の川市役所本庁舎等にプレスルームを開設し、定期的な記者発表を行う。

第5 インターネットの閲覧障害の回避

インターネットを利用して広報等を行う場合、簡易版ホームページの開設や、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努める。

第6 情報照会への対応

被災者の安否など、保護すべき権利が含まれる情報について照会があったときは、公益上必要があると認めるときに、必要と認める限度において、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように配慮し、安否情報に基づき回答する。

安否情報の照会に必要な要件

- 1 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- 2 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- 3 照会をする理由
- 4 上記1に係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

提供する安否情報

- 1 被災者の同居の親族である場合
被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
（親族であっても、DV・ストーカー加害者等の可能性があるため、被災者台帳に登録する際、被災者に「居所公開の可否」を確認しておく）
- 2 被災者の親族（上記1以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合
被災者の負傷又は疾病の状況
- 3 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合
被災者について保有している安否情報の有無

第6節 避難支援

【風水害・震災時】

避難所等への適切な避難誘導を行う。

地域住民の協力を得ながら、避難所を開設・運営する。

第1 避難指示等の法令上の根拠

避難指示等の法令上の根拠は、次のとおりである。市長のほか、警察官、自衛官も権限を有する。

避難指示等の法令上の根拠

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長 (災害対策基本法第56条)	一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められるとき
避難指示・緊急安全確保の指示	市長 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、急を要すると認められるとき
	知事 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき
	警察官 (災害対策基本法第61条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 「緊急安全確保」の指示	市長が避難のための立ち退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき
	警察官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要限度で避難の措置をとる
	自衛官 (自衛隊法第94条)	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる

第2 避難指示等の発表時の避難行動の内容の決定と広報

避難指示等の発表時は、どこへ避難すればよいかなど、地域住民に避難行動の内容が的確に伝わるよう、伝達文を作成し、広報する。

広報に際しては、避難行動要支援者に確実に伝達され、適切に避難行動が行われるよう努める。

避難指示等の伝達文に含めるべき、避難行動の内容

- 1 発令者
- 2 発令時間
- 3 対象地域及び対象者
- 4 高齢者等避難、避難指示の別
- 5 避難すべき理由
- 6 避難の時期
- 7 避難場所
- 8 その他注意事項

第3 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めた場合、必要に応じて、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定にあたっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入制限・禁止等の措置をとる。

警戒区域を設定した場合、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないよう努める。

警戒区域の設定権者

- 1 市長（災害対策基本法第63条）
- 2 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- 3 消防長又は消防署長（消防法第23条の2の火災警戒区域の設定）
- 4 消防吏員又は消防団員（消防法第28条の消防警戒区域の設定）
- 5 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、上記1～3の者が現場にいない場合に限る。）
- 6 知事（災害対策基本法第73条、市が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

第4 避難誘導の実施

1 避難誘導の実施

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、市民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第一次的責任者である市長又は避難指示を発した者が、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、避難誘導にあたる。

避難・避難誘導の方法

- 1 避難行動要支援者を含め、避難すべき安全な指定緊急避難場所、指定避難所を選定、周知する。
- 2 避難経路上に、危険箇所がある場合、迂回路の標示・周知、バリケード、誘導員の配置など、危険回避措置を行う。
- 3 避難者は、最小限の携行品を携行する。感染症予防や二次災害予防のために、マスクを着用する。
- 4 自治会、自主防災組織等の単位ごとに集団で避難を行う。
- 5 指定緊急避難場所、指定避難所の駐車スペース確保や、避難路上の交通渋滞回避のため、命の危険が切迫している場合や避難行動要支援者を除き、自家用車での避難は自粛する。
- 6 要配慮者利用施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員が利用者を避難所に誘導する。他の施設の職員、近隣住民等も可能な限り協力する。
- 7 災害時要援護者名簿等を利用して、自宅に取り残された避難行動要支援者がいないかを確認し、迅速な発見・避難誘導を行う。

「最小限の携行品」の判断方法

- 1 多額の現金と手形などの有価証券類は再発行ができないため、自宅が滅失するおそれがある場合等は、持参する。
- 2 預金通帳、保険証（社会保険証、年金手帳、生命・損害保険等）、カード類、登記簿は、本人確認できれば再発行が可能。ただし、実印・登録印は原則必要。
- 3 自身や家族の替えの下着は多いほどよい。ビニールの小分け袋も必要。
- 4 盛夏以外はジャンパーなどの防寒具が必要。
- 5 雨具は降雨時は必須。降雨時以外は、雨具は必要に応じ携行する。
- 6 タオル、ティッシュ、生理用品、乳児用品、服薬中の薬は必要。
- 7 飲料水・食料は、避難所での支給を想定し、最小限に。
- 8 携帯電話・スマホ、タブレット、充電器は必要。
- 9 あらかじめ用意した非常持ち出し袋・グッズのうち、必要なもの。

2 名簿提供不同意の避難行動要支援者の避難支援

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、公益上特に必要があると認めるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域からの避難支援者を含めて、避難支援等関係者が情報共有を行い、避難誘導すべき住民の安否確認に努める。

3 避難指示等に従わない者への警告・説得

避難指示等に従わず避難を必要とする場所にとどまる者に対し、職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示等に従うようできる限り説得に努める。

4 「緊急安全確保」の指示

災害の性質や災害時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことでかえって危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、「緊急安全確保」（垂直避難）を指示する。

第5 避難所の開設

市は、地区ごとの避難所開設担当を中心に、施設管理者、支所・出張所、消防団、自主防災組織等と連携しながら、避難所を開設する。避難所開設担当は、各部局室に割り振っているが、道路や河川、上下水道施設等のライフラインの復旧・維持は優先業務とし、担当地区の部局室間で人員等の調整を行う。（指定避難所は資料5－1参照）

避難所開設者は、開設状況を総務部へ報告し、取りまとめた情報を危機管理消防課より県に報告するとともに、広報課が住民に周知する。

避難者が多く避難所が不足する場合は、県を経由して内閣府と協議の上、宿泊施設の借上げ等により避難所を開設する。

避難所開設担当部局の一覧

	地区名	担当部局室
1	打 田 地 区	市長公室、企画部、会計課、農業委員会
2	粉 河 地 区	議会事務局、総務部、総合行政委員会事務局
3	那 賀 地 区	市民部、建設部、上下水道部
4	桃 山 地 区	福祉部
5	貴 志 川 地 区	農林商工部、教育部

※このほか、各部局室で優先度が高い業務がある場合は、同様に担当地区の部局室間で人員等の調整を行う。

避難所開設時の留意事項

- 1 避難所の被害状況と危険度の確認
施設の被害状況から施設の安全性を応急的に判断し、避難施設の安全性を確認する。
- 2 避難所周辺の危険度の確認
火災、ため池決壊や河川氾濫、土砂災害による二次災害の危険がないことを確認する。
- 3 施設の安全確認
施設の被災状況の点検を行い、危険箇所があれば立入禁止とする。
- 4 避難スペースの確保
居住スペース、通路、避難所の管理に必要なスペース、避難者の共用スペース、ペットの飼育場所、屋外での居住スペース等を確保する。
- 5 負傷者・災害時要援護者の救護
負傷者、病気の方、障害者など緊急の救護や支援を必要とする避難者には、要望内容を確認し対応する。場合によっては、必要に応じて福祉避難所（室）や障害特性に配慮した福祉避難所（資料5－2参照）への収容を手配する。

第6 避難所の運営

1 避難所の環境整備

市は、「避難所運営マニュアル」に沿って、各避難所に必要に応じて設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、新型コロナウイルスなど感染症予防対策、入浴及び洗濯の機会確保、情報入手の支援等、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

各避難所では、バリケードなどにより、機密書類・データの保管場所や、危険箇所等への立ち入り禁止措置をとる。

避難所に必要な主な設備・備品の例

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 畳、マット、カーペット、簡易ベッド | 2 間仕切り用パーティション |
| 3 暖房機器 | 4 洗濯機・乾燥機 |
| 5 （仮設）風呂・シャワー | 6 （仮設）トイレ |
| 7 テレビ・ラジオ | 8 公衆無線LAN・公衆電話 |
| 9 水・食料、食器、調理器具 | 10 医薬品・生理用品、マスク |
| 11 掲示板・メッセージボード | 12 ごみ捨て場・ポリバケツ |
| 13 ペット専用スペース | |

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された専用ルームや相談ルーム、また、避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所を設置するなど、避難者の尊

厳に配慮した環境づくりに努める。また、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

2 避難所運営委員会による運営

各避難所で地域住民の協力を得ながら、男女双方の参画にも配慮した避難所運営委員会を組織し、職員から業務を引き継ぐ。避難所運営委員会を中心に、避難所生活のルール作成、避難所の管理、巡回などによる防犯・二次被害防止・衛生対策、災害対策本部との連絡調整、ボランティアの受入れ等を行う。

火気の使用について、火元責任者を定める。

3 避難所運営に伴う性別への配慮

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

性的少数者への配慮として、更衣室や入浴施設は一人ずつ使える時間を設ける、周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるようにする、トイレは男女別のほか男女共用も設置するよう努める。

4 避難者情報の管理

避難者名簿を作成し、安否確認の問い合わせへの対応、物資の配給等に利用する。

また、正確な情報を避難者全員が共有するために、文字情報（貼り紙など）を避難者全員が目につきやすい位置に掲示する。

5 水・食料・日用品等の供給

各避難所に配分された水・食料・日用品等を計画的に配布するよう努める。なお、配布にあたっては、特別用途食品などによる食物アレルギー等への配慮、女性用物資の同性配布などの特別なニーズへの配慮に努めるとともに、在宅避難者や車中泊者にも配布する。また、栄養バランスのとれた適温の食事の提供等、必要な措置を講じるよう努める。

食中毒等の防止のため、必要に応じて、県に食品の安全検査等を依頼する。

6 福祉避難所の設置・移送

障害などにより通常の避難所生活が困難な避難者のため、関係機関の協力を得ながら、福祉避難所を開設する。（資料5－2参照）

高齢介護課と障害福祉課を中心に、福祉部各課が連携して、要配慮者の福祉避難所への受入れの調整を行い、家族が移送できない状況の時は、福祉避難所の施設職員、又は職員が移送を行う。

7 健康支援の推進

各避難所に、保健師、医師等が巡回し、心身の健康相談、メンタルヘルスケア、栄養相談等を行う。必要に応じて、県に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

要配慮者に福祉的な支援が必要な場合、ボランティアによる支援やヘルパー派遣等を調整・

手配する。必要に応じて、県に災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。

また、傷病の状況により、医療救護所等への移送を行う。

感染症を予防するため、県の防疫担当と連携しながら、防疫活動を実施する。

8 動物（ペット）救護対策

環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月）に基づき、災害時のペットの被害状況を調査し、避難所等でのペットの同行避難者の受入れ体制の確保など適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

9 避難所以外の避難者に対する対応

避難所に避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な在宅避難者や車中泊避難者、広域避難者など市に住民票を有しない、いわゆる一時滞在者への支援拠点となることも考慮して避難所の運営を行う。

なお、支援拠点が設置された場合は、県などの関係機関と連携し、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援に係る情報を提供する。

10 避難所の開設期間の延長、再配置等

災害救助法による避難所運営費の支弁は災害発生の日から7日以内と定められている。

大規模災害で、期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、那賀振興局を経由して事前に知事に開設期間の延長を要請し、知事が延長の必要を認めた場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。

市内全体の避難所の運営状況をみながら、避難所の開設期間の延長、整理・統合、廃止等を進め、その都度知事に報告する。

第7 広域避難対策

1 広域避難の実施

大規模災害により市町村域を超えた広域的な避難を行う必要があった場合、県の調整及び支援のもと、広域避難を実施する。

広域避難にあたっては、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、市民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない避難者のために、県と協力し、指定公共機関等への要請により輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

2 広域一時滞在の受入れ

県から他自治体の避難者の受け入れについて協議を受けた場合は、受け入れない正当な理由がある場合を除き、避難所など受入れ体制を確保し、避難者を受け入れる。

被災市町村と連携し、受け入れた避難者の状況の把握と生活支援に努める。

第7節 消防活動

【風水害・震災時】

那賀消防組合、紀の川市消防団を中心に、関係機関の協力を得ながら、迅速な消防活動を実施する。

第1 消防職員・消防団員の招集・配備

1 那賀消防組合の配備基準

那賀消防組合の災害時の職員の招集・配備基準は、那賀消防組合の警防規程による。

職員は、電話連絡並びに災害情報メール等の配信により携帯電話で非常招集の伝達を受け、所属署へ速やかに参集する。

災害発生時は、消防長が非常警備体制を発令し、消防本部に警防本部を、各消防署に風水害警防部隊（震災時は震災大隊本部）を設置する。

那賀消防組合の非常招集区分

区分	対象職員
1号非常招集	非番及び公休職員の3分の1
2号非常招集	非番及び公休職員の2分の1
3号非常招集	全職員

2 紀の川市消防団の招集・配備基準

消防団員は、次の参集基準による参集・配備のほか、災害対策本部長、消防団長又は危機管理本部長が招集する。

紀の川市消防団の参集・配備基準

〔火災〕

種別	基準等	出動体制	活動内容・備考
火災	・建物火災、林野火災、車両火災、その他火災	・火災発生地域を所管する方面隊が出動する	・応援部隊の出動を要する場合は、方面隊長は、団長に対し応援を要請する ・隣接地区で火災が発生した場合も、出動する
大規模火災	・通報時の状況から判断して、火災規模の比較的大きいと認められる場合	・火災発生地域を所管する方面隊が出動し、状況に応じて、応援部隊が出動する	・団長は、必要に応じ、他方面隊又は他消防団に応援部隊の出動を指示又は要請する
	・方面隊長又は現場責任者において、他方面隊等の応援部隊の出動を要すると判断される場合	・団長及び副団長が出動する	

〔風水害〕

種別	基準等	出動体制	活動内容・備考
警戒体制1号	・大雨、洪水、暴風警報のいずれかが発表されたとき ・紀の川洪水予報が発表されたとき ・貴志川の水位が氾濫注意水位に達したとき ・梅雨前線の活発化、台風の接近等、今後の気象情報に注意し、警戒を要すると認められるとき	・団長、副団長、方面隊長、副方面隊長は、自宅で待機する	・必要に応じ、方面隊単位で巡回等を実施し、状況を把握する ・異常がある場合、方面隊長及び副方面隊長は、本庁・支所又は災害現場で分団の活動を指揮し、団長に状況を報告する
警戒体制2号	・市域が台風の暴風域内に入るおそれがあり、かつ重大な災害が発生するおそれがあると認められるとき ・市域に土砂災害警戒情報が発表され、かつ災害発生のおそれがあると予想される時	・団長及び副団長は、市役所本庁に集合する（団長は、市連絡調整本部会議に出席する） ・方面隊長及び副方面隊長は、本庁・支所に集合する	・必要に応じ、方面隊単位で巡回等を実施し、本部に状況を報告する ・異常がある場合、方面隊長、副方面隊長は、本庁・支所又は災害現場で分団の活動を指揮し、随時本部に状況を報告する
配備体制1号 （災害対策本部設置）	・市域に局地的災害が発生したとき ・災害救助法の適用をしなければならないような災害の発生が予想される時	・団長は、市災害対策本部会議に出席する	・団長及び副団長は、市災害対策本部において、各方面隊の災害対応を指揮し、方面隊長及び副方面隊長は、本庁・支所又は災害現場において、各分団の災害対応を指揮する
配備体制2号 （災害対策本部設置）	・市域に局地的な災害が発生し、被害が甚大であるとき ・災害救助法の適用をしなければならないような災害が発生したとき	・方面隊長及び副方面隊長は、本庁・支所に集合する	・方面隊長は、災害の規模により、応援部隊の出動を要する場合、団長（災害対策本部）に対し応援を要請する ・団長は、方面隊長から応援の要請があった場合、災害発生の状況により、応援部隊の派遣が可能な方面隊又は消防団に対し、応援部隊の出動を指示又は要請する

〔震災〕

種別	基準等	出動体制	活動内容・備考
警戒体制 1号	・地震が発生し、紀の川市で震度4を記録したとき	・団長、副団長、方面隊長、副方面隊長は、自宅で待機する	・必要に応じ、各方面隊単位で、被害状況を調査する ・異常がある場合、方面隊長及び副方面隊長は、支所又は災害現場で分団の活動を指揮し、団長に状況を報告する
配備体制 1号 (災害対策本部設置)	・地震が発生し、紀の川市で震度5弱を記録したとき	・団長及び副団長は、市役所本庁に集合する（団長は市災害対策本部会議に出席する） ・方面隊長及び副方面隊長は、本庁・支所に集合する	・団長及び副団長は、市災害対策本部において、各方面隊の災害対応を指揮し、方面隊長及び副方面隊長は、支所又は災害現場において、各分団の災害対応を指揮する
配備体制 2号 (災害対策本部設置)	・地震が発生し、紀の川市で震度5強以上を記録したとき		・方面隊長は、災害の規模により、応援部隊の出動を要する場合、団長（災害対策本部）に対し応援を要請する ・団長は、方面隊長から応援の要請があった場合、災害発生状況により、応援部隊の派遣が可能な方面隊又は消防団に対し、応援部隊の出動を指示又は要請する

〔その他〕

種別	基準等	出動体制	活動内容・備考
行方不明者等の搜索	・警察に搜索願が出され、家族等から消防団に対し、搜索の依頼があった場合等	・必要に応じ、団長、副団長及び方面隊長が協議し、対応を決定する	・行方不明者が居住する地域を所管する方面隊が対応する ・搜索範囲が他方面隊又は消防団の管轄地域にまたがる場合は、必要に応じ、方面隊長が、団長に応援を要請し、団長は、他方面隊又は消防団に出動を指示又は要請する
その他	その他	・団長、副団長及び方面隊長が協議し出動体制を決定する	

消防団員の配備基準

種 別	那賀・打田・貴志川	粉河・桃山	備 考
建物火災	火災発生地区の分団を主として、出動可能な各分団各部は全て出動する	発生地区の分団	現場状況に応じ、隣接する（方面隊の）分団が出動する
車両火災			
その他（雑草等）		発生地区の分団 又は方面隊	現場状況に応じ、隣接する分団又は方面隊
林野火災			
京奈和道火災等	消防団は出動しない （那賀消防組合が出動する）		道路内には指示があるまで進入しない

水防	水害が発生した又は発生が予想される地区の方面隊	現場状況に応じ、隣接方面隊、又は全方面隊が出動
大規模災害	原則として全方面隊及び女性・学生分団	本部分団は後方支援
その他	本部で協議し決定する	

※女性分団は主に平常時の活動を行い、出動は大規模災害時の後方支援とする。

※火災等発生地区の分団に隣接する分団の団員は出動態勢を整えておく。

※副方面隊長以上の出動態勢は、「消防団本部災害時出動体制」による。

※府県境の林野火災において、「阪和林野火災消防相互応援協定」に基づく要請があった場合は、相互応援を実施しなければならない。

第2 消防活動等

1 災害情報の収集、被害報告

市、那賀消防組合、消防団それぞれにおいて、火災・災害の状況把握に努め、消火活動等の方針決定に活用するとともに、昭和59年10月15日付消防災第267号「火災・災害等即報要領」により、県・消防庁に対して、随時状況報告を行う。

2 警戒・応援要請

市、那賀消防組合、消防団は、それぞれの指揮系統により、火災等の現場に職員・団員を派遣し、警戒活動を行う。

市長は、本市の消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」（資料7-1参照）により、他の消防本部に応援要請を行う。

本市の消防力及び和歌山県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、「和歌山県緊急消防援助隊受援計画」により、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請のための連絡を行う。

3 消火活動・延焼防止

那賀消防組合、消防団は、速やかに火災の状況を把握し、消火活動を行うとともに、延焼防止措置をとる。

4 救助活動

那賀消防組合、消防団は、速やかに火災・災害の状況を把握し、救出・救助活動を行う。

5 避難誘導

延焼等により、住家等への被害拡大の危険性がある場合には、避難誘導を行う。

6 傷病者の搬送

那賀消防組合は、傷病者を速やかに救急医療機関等へ搬送する。

7 二次災害の防止

危険物の流出・爆発、林野火災時の土砂災害など、二次災害の危険性の把握に努め、二次災害が生じるおそれがあるときは、警戒区域の設定、特殊部隊の応援要請など、必要な措置を行う。

第8節 医療（助産）・救護

【風水害・震災時】

県、那賀医師会等の協力を得て、災害時医療（助産）・救護活動を実施する。

第1 災害時医療（助産）・救護体制の確保

大規模災害発生時、公立那賀病院をはじめ、各医療機関は、入院患者等への安全確保等の措置を行うとともに、必要に応じ、外来診療を止め、休暇中の従事者等の参集を含む災害時医療（助産）・救護の体制確保を図る。

市は、医療救護所の設置、職員・資機材の配置など、災害対策本部における医療（助産）体制の確立を図る。

第2 医療機関の被害状況等の収集・把握・情報発信

市は、岩出保健所及び那賀医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を収集・把握し、県による和歌山県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等での一元的な情報発信につなげる。

また、傷病の状況に応じて、市民がいつどの医療機関・医療救護所を受診できるか、ホームページ、防災行政無線等を通じてわかりやすい情報提供に努める。

第3 医療（助産）・救護活動の実施

那賀医師会、看護協会の協力を得て、医師を長として複数編成する医療救護班を編成し、被災状況に応じて、速やかに被災地内で医療（助産）救護活動を行う。

また、県に、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

医療救護班の主な活動内容

- 1 診療（検案・身元確認を含む。）
- 2 応急処置、その他の治療及び施術
- 3 分娩の介助及び分娩前後の処置
- 4 医薬品等の支給
- 5 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- 6 看護
- 7 その他医療（助産）救護に必要な措置

大規模災害時の傷病者の救護の手順

- 1 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- 2 傷病者の応急手当
- 3 転院搬送の要否及び搬送順位の決定
- 4 搬送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- 5 遺体の検案
- 6 医療救護活動の記録及び市への避難生活状況等の報告

第4 和歌山県総合災害医療センターへの搬送

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等、公立那賀病院や医療救護班の活動では対処できないような重篤救急患者の救命医療については、和歌山県総合災害医療センター（和歌山県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター）で行う。

搬送は、原則として那賀消防組合が実施するものとし、救急車両が確保できない場合は、市、県、医療機関等で確保した車両により搬送する。

なお、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ、自衛隊等の保有するヘリコプターの手配を要請する。

第5 医薬品等の確保

医療救護の実施のため必要な医薬品等が不足する場合は、関係業者から調達する。

調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あつせんを要請する。

第6 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第2章 1日以内に開始

第1節 罹災者の救出

【風水害・震災時】

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として、防災関係機関の協力を得ながら、救出活動を行う。

第1 市・那賀消防組合による救出の実施

市・那賀消防組合は、警察官、消防団員等と協力して救出隊を組織し、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して、実施する。

救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し、消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

また、救出現場には、応急手当を行うため、必要に応じて、医師を長とした医療救護班の出動を求めるとともに、医療機関への搬送を行う。

救出すべき事態の想定

- 1 火災の際に火中に取り残された場合
- 2 災害の際、倒壊家屋の下敷になった場合
- 3 水害により流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生き埋めになった場合
- 4 登山者の遭難の場合
- 5 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

第2 応援要請

市・那賀消防組合は、自ら被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して、県に対し救助活動の実施、又は緊急消防援助隊、自衛隊の派遣を依頼する。

応援要請時に示すべき事項

- 1 応援を必要とする理由
- 2 応援を必要とする人員、資機材等
- 3 応援を必要とする場所
- 4 応援を希望する期間
- 5 その他周囲の状況等応援に関する必要事項

第2節 搜索、遺体安置・火葬

【風水害・震災時】

行方不明者や災害により死亡が推定される者の搜索及び収容を行う。
身元が判明しない死亡者は、市が火葬・埋葬する。

第1 行方不明者等の搜索

市・那賀消防組合は、県、警察署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者等の搜索を実施する。

その際、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

本市限りでの搜索の実施が困難な場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村等に対し、搜索を要請する。

第2 遺体安置所の設置

大規模災害により、医療機関等のみで遺体安置ができない場合、市は、公共施設又は寺院等の協力により、遺体安置所を開設し、職員を常駐させ、管理運営する。

遺体安置所では、警察官による検視、医師による検案、親族・縁故者等による身元確認のほか、必要に応じて、市が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行う。

遺体の安置、引渡しのため、葬祭事業者等の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺、霊柩車等の確保に努める。

警察やマスコミ機関の協力を得ながら、身元不明遺体の収容の広報に努める。

第3 埋火葬の許可、遺体の引渡し

身元が判明している遺体は、親族等と火葬・埋葬の協議を行い、死亡届の受理と埋火葬の許可手続きを行い、霊園事業者、寺院、葬祭事業者等の協力を得て、遺体の引渡しを行う。

身元不明遺体については市が埋火葬を行うことと定められており、遺体を撮影するなど記録した上で、火葬を行い、焼骨、遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引渡す。

第4 火葬場の確保

大規模災害で火葬場が被災した場合や、火葬の必要量が多大となる場合は、県と連携しながら広域的に火葬場の確保に努める。

身元不明遺体が長期にわたって火葬ができない時は、公共空地等に仮埋葬を行う。

第3節 公共土木施設等の応急対策

【風水害・震災時】

被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

第1 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

第2 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

第3 道路、橋梁災害

市が管理する道路ががけ崩れ等で危険な状態にあるときは、緊急工事を実施する。国道、県道等他の管理者に属する道路で、管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときも同様とする。

また、被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資機材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

市は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

第4節 農業・水産・畜産の応急対策

【風水害・震災時】

農家、土地改良区、水産家、畜産家と連携して、施設等の応急対策を進める。

第1 注意報及び警報の伝達

市は、農業被害、水産被害、畜産被害を生ずる恐れのある気象情報を把握したとき、又は県那賀振興局農業水産振興課等からこれに関する情報提供を受けた場合には、電話、市防災行政無線等により、速やかに紀の里農業協同組合、紀ノ川漁業協同組合及び地域住民に情報の伝達、注意喚起等を行う。

第2 農業災害対策

1 被害状況の把握

市は、紀の里農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

2 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

3 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

農作物の被害を最小限に食い止めるため、県那賀振興局農業水産振興課等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。

(2) 病虫害の防除

病虫害が発生した場合には、和歌山県農作物病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努める。

(3) 風水害対策

台風、集中豪雨等により、倒伏、浸冠水等の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

第3 水産業災害対策

1 被害状況の把握

市は、紀ノ川漁業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

2 水産施設応急対策

水産施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。

第4 畜産災害対策

1 被害状況の調査

市は、災害時には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を和歌山県紀北家畜保健衛生所、県那賀振興局農業水産振興課に報告する。

2 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、和歌山県紀北家畜保健衛生所、県那賀振興局農業水産振興課、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

3 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料のあっせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあっせんに要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行う。

第5節 道路交通の応急対策

【風水害・震災時】

通行止め等の交通規制措置を行うとともに、道路の応急復旧に努める。

第1 交通規制の実施

交通規制は、道路交通法第4条第1項、災害対策基本法第76条第1項により、第一義的には県警察（公安委員会）が実施する。

なお、道路法第46条により、道路管理者も行うことができる。

国道（指定区間）は国土交通省、国道（指定区間外）及び県道は県、市道は市が道路管理者である（ただし、管理の委託など例外がある）。

道路管理者である市は、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ、道路法第46条に基づき、通行止めなど必要な規制を実施する。

本市以外の各道路管理者が規制するいとまがないときは、岩出警察署長に通報して、警察署長の権限（公安委員会からの事務委任）による交通規制を依頼する。この場合、市長は、速やかに道路管理者に連絡し、正規の規制の運用に移行する。

交通規制の実施権者

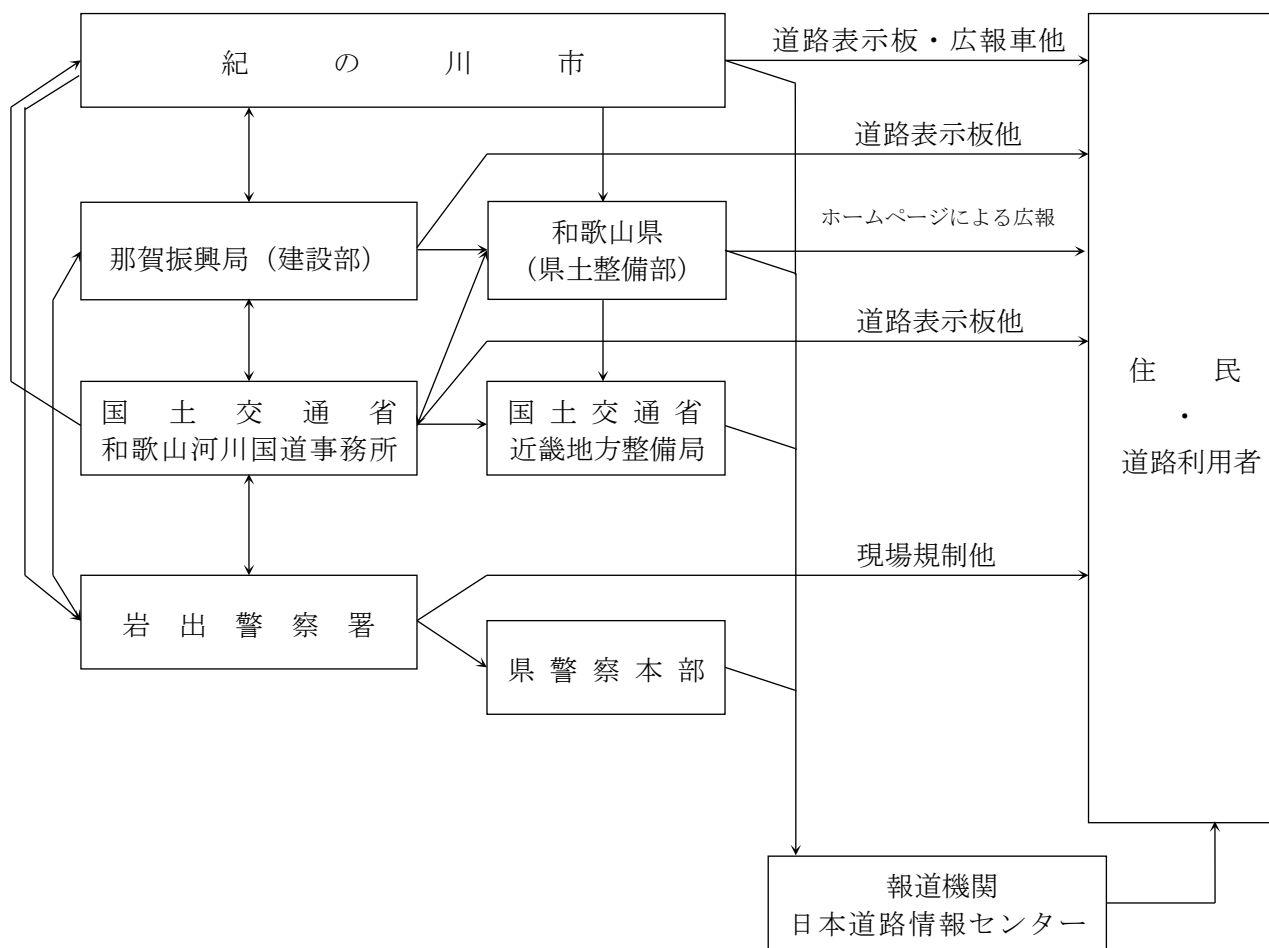
区 分	実施責任者	範 囲
警 察	公 安 委 員 会 警 察 署 長 警 察 官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
道路管理者	国 土 交 通 大 臣 知 事 市 長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

第2 流入抑制、迂回誘導

県警察（公安委員会）は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する交通規制の「標示」を設置する。幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、警察官による交通整理、迂回誘導を実施する。

市においても、「標示」や迂回路の設定、交通整理、迂回誘導に協力するとともに、道路交通法外の道路など、必要な箇所では「標示」や交通整理、迂回誘導を実施する。

交通規制の連絡系統



第3 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに岩出警察署長又は市長に通報する。

通報を受けた市長は、その道路管理者及び岩出警察署長に速やかに通報する。

第4 緊急通行車両・規制除外車両の確認

災害応急活動従事車両は、県警察（公安委員会）に対し、緊急通行車両・規制除外車両であることの申出を行い、緊急通行車両・規制除外車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受ける。交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

なお、緊急通行車両については、災害発生前において、災害対策基本法施行令第33条第1項に定める確認を受けることができる。規制除外車両については、事前届出済証の交付を受けることで、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができる。

緊急通行車両として災害発生前に確認を受けることができる車両

緊急自動車その他指定行政機関等による災害応急対策に使用される計画のある車両

規制除外車両として事前届出ができる車両

- 1 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両（自宅から勤務地への通勤利用を除く。）
- 2 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する当該民間事業者が使用する車両
- 3 患者等を搬送する車両（ストレッチャー又は車椅子等を固定して搬送することが可能な車両）
- 4 建設用重機
- 5 道路の不通区間解消作業用車両
- 6 重機輸送用車両（建設用重機と同一の使用者に限る。）

規制除外車両には、事前届出が可能な車両のほか、規制開始後、復旧状況等に応じて対象が順次拡大され、その確認は緊急通行車両の確認に準じて行われる。

第6節 輸送対策

【風水害・震災時】

緊急輸送道路や輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場等を確保し、自動車、ヘリコプター等により緊急輸送を実施する。

第1 輸送計画の作成と配車管理

大規模災害、とりわけ大津波を伴う南海トラフ地震発生時には、沿岸部の幹線交通網が寸断され、人や物資の輸送に大きな障害が発生すると想定される。

大規模災害時には、道路等の不通区間の解消の見込みや、受援も含めた必要な要員・物資の種類・量、職員や内外の輸送事業者による運転手・荷さばき要員の供給の見込みなどを踏まえ、職員の要員調整を行う人材マネジメント課、車両管理を行う契約管財課、人的受援の調整を担う危機管理消防課、物資輸送の所管である国保年金課が連携し、応急対策についての輸送計画を作成する。

市所有車両は、契約管財課において、車両を効率的に活用できるよう各部と連絡調整を図る。

輸送対象の想定

段階	区分	対 象
第1段階	人員	1 救助・救急活動、医療活動の従事者等人命救助に要する人員 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員 3 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員 4 専門病院へ転院搬送する負傷者等 5 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員
	物資	1 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する物資 2 消防、水防活動等災害の拡大防止のための物資 3 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な物資 4 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な物資
第2段階	人員	1 第1段階の続行 2 傷病者及び避難者の被災地外への輸送 3 輸送施設の応急復旧等に必要な人員
	物資	1 第1段階の続行 2 食料及び水等生命の維持に必要な物資 3 輸送施設の応急復旧等に必要な物資

第3段階	人員	1 第2段階の続行
		2 災害復旧に必要な人員
	物資	1 第2段階の続行
		2 災害復旧に必要な物資
		3 生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）

第2 輸送体制の確保

市所有車両による輸送力の確保に努めるとともに、協力依頼・応援要請により、他の公共的団体の車両、営業用の車両、自家用車両、鉄道、ヘリコプター、無人航空機等による輸送体制の確保に努める。

第3 緊急輸送道路の不通区間の解消

市道の緊急輸送道路の不通区間の解消を図るとともに、京奈和自動車道、国道、県道の緊急輸送道路の不通区間の解消にむけた協力に努める。

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動等を行う。

紀の川市内の緊急輸送道路

種別	路線名称	備考（アクセス等）
第一次 緊急輸送 道路	京奈和自動車道	
	国道24号	公立那賀病院
	国道424号	
	県道10号（岩出野上線）	貴志川支所
	県道13号（和歌山橋本線）	
	市道那賀打田線	近畿大学生物理工学部
第二次 緊急輸送 道路	国道424号	国道424号→阪和道
	県道3号（かつらぎ桃山線）	国道424号→国道480号 桃山支所
	県道10号（岩出野上線）	国道24号→県道13号
	県道62号（泉佐野打田線）	京奈和道→国道24号 貴志川リハビリテーション病院
	県道128号（桃山下井阪線）	国道24号→国道424号 桃山グラウンド・ヘリポート
	県道122号（西川原粉河線）／県道126号（粉河那賀線）／市道井田中ノ才線／市道国道荒見線	京奈和道→国道24号→国道424号
	県道127号（中尾名手市場線）／市道西野山平山線	道路区域防災拠点（道の駅）
	県道14号（和歌山打田線）／市道花野竹房線	打田若もの広場ヘリポート
	県道123号（荒見粉河線）／市道井田古壱里山線	粉河支所
	市道国道町民グランド線	粉河運動場ヘリポート
	市道名手市場北涌線	那賀支所／那賀若もの広場 ヘリポート
	市道駅前打田線	公立那賀病院
	市道西62号線	長山ふれあい公園ヘリポート

第三次 緊急輸送 道路	県道4号（高野口野上線）	細野溪流キャンプ場ヘリポート
	県道129号（垣内貴志川線）／市道東1号線	農業試験場備蓄基地／貴志川スポーツ公園ヘリポート
	市道東国分赤尾線	市役所
	市道神田赤山線／市道神田平尾線	桃源郷運動公園ヘリポート
	市道那賀打田線	粉河西部運動場ヘリポート

※詳細は資料9-5を参照

第4 陸上輸送拠点の確保

民間事業所の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための拠点の確保を図る。

第5 ヘリコプターの活用

災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する（ヘリポートの発着予定地は資料9-2、9-3参照）。

また、市長・那賀消防組合管理者は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」（資料9-1参照）に基づき、必要に応じて、知事に対して防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

防災ヘリコプターの応援要請連絡先

和歌山県 防災航空センター	T E L	0739-45-8211	県防災 T E L	7-030-364-451, 452, 400
	F A X	0739-45-8213	県防災 F A X	7-030-364-499

防災ヘリコプターの活動内容

- 1 被災状況等の調査及び情報収集活動
- 2 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- 3 消防隊員、消防資機材等の搬送
- 4 被災者等の救出
- 5 救援物資、人員等の搬送
- 6 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- 7 その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第6 緊急輸送道路以外の道路の復旧

道路の復旧は、緊急輸送道路を優先するが、それ以外の道路についても、被害状況に基づく復旧計画を立て、速やかに復旧工事を実施する。

市は、自己の管理する道路の復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し復旧の応援を要請する。

国道、県道等他の管理者に属する道路が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、復旧の実施を要請する。

第7節 自衛隊の派遣

【風水害・震災時】

自衛隊派遣要請を行う知事に対し、派遣要請の依頼を行い、部隊の派遣を受ける。
部隊の派遣を受けるにあたり、野営地の確保など、受入れ体制づくりを行う。

第1 災害派遣要請依頼の基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、市長は、生命又は財産を保護するため必要と認めた場合に、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

自衛隊の災害派遣担当窓口

＜陸上自衛隊信太山駐屯地 第37普通科連隊長＞
所在地 〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地
電話 0725-41-0090（代表）
（昼間） 第3科（内236～239）
（夜間） 当直司令室（内302）
県総合防災情報システム
第3科 392-400、7-030-392-400（衛星回線）
当直司令室 392-401、7-030-392-401（衛星回線）
作戦室 392-402、7-030-392-402（衛星回線）
F A X 392-499、7-030-392-499（衛星回線）

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲（原則）

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助
- 4 水防活動
- 5 消防活動（空中消火を含む。）
- 6 道路又は水路の不通区間の解消
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第13、14条）
- 11 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
（不発弾の処理は、県警察本部が窓口となる。）
- 12 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、急迫しており、やむを得ないと認められる場合）
- 13 その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第2 知事への依頼方法

部隊等の派遣依頼書（様式5－1）に記載する事項を明らかにし、口頭で那賀振興局を経由して県（災害対策課）に依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

派遣依頼書（様式5－1）に記載する事項

- 1 災害の状況及び派遣を要する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

知事に派遣要請が依頼できない場合は、その旨と災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合、速やかにその旨を知事に通知する。

第3 受入れ体制づくり

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、必ず現場責任者を置き、指揮連絡システムを明確化する。

また、車両・資機材置き場、宿舍・野営地、ヘリポート等を設け、受入れ体制を整える。（ヘリコプター発着予定地は、資料9－2参照。）

第4 派遣部隊等の撤収要請

派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事に撤収要請を依頼する（様式5－2参照）。

第8節 相互応援

【風水害・震災時】

相互応援協定等に基づく応援・受援により、円滑な応急対策につなげる。

第1 応援要請

1 他市町村・県に対する応援要請

市長は、大規模災害等の非常事態の場合において、他市町村に応援を要請する必要がある場合は、相互応援協定締結市町村長に応援を要請し、その旨を知事に報告する。

協定締結市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないときは、知事に応援若しくは応援のあつせんを求める。

応援を求める際に明らかにする事項

- 1 応援を求める理由及び災害の状況
- 2 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 3 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- 4 その他必要な事項

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

知事は、特に必要があると認める場合、災害対策基本法第72条第1項に基づき、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。

また、他の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第72条第2項に基づき、市長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮のもとに行動する。

3 国に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣、派遣のあつせんを要請することができる（災害対策基本法第29・30条）。

市長は、大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応ができない事態が想定されることから、災害対策基本法第74条の3及び第78条の2に基づき国の機関との応援代行関係を確認し、他の法律又は応援協定等に基づき行われてきた地方公共団体間の応援と合わせ、迅速かつ的確な災害応急対応を実施する。

4 消防の相互応援

市・那賀消防組合は、単独での消防活動が困難であると判断したときは、相互応援協定による常備消防や消防団の応援を要請する。

また、他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

緊急消防援助隊の受援準備事項

- 1 連絡班を設け、連絡体制を整えておく
- 2 緊急消防援助隊の誘導方法、人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- 3 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

5 民間事業者・公共的団体への応援要請

民間事業者に対し、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、赤十字奉仕団、医師会、農業協同組合、森林組合、商工会等の公共的団体に応援を求める。

第2 受援体制の確保

1 情報伝達・指揮命令系統の一元化

応援団体による応援の効果が最大限に発揮されるよう、互いの情報伝達・指揮命令系統の一元化に努める。

2 後方支援の準備

宿泊場所、食料等の後方支援や、輸送路、受援スケジュール、経費の負担割合の協議等について、必要な準備を進める。（受援時の職員給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条参照。）

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第3 他市町村への応援

他の市町村において大規模災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、知事又は被災した市町村から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、市は、可能な限り応援又は職員の派遣を行う。

第9節 食料の供給

【風水害・震災時】

備蓄や受援、炊き出しにより、避難者に必要な食料を供給する。

第1 食料需要の把握

避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、応急対策活動要員数等から食料の需要を予測、把握するとともに、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

食料供給実施対象者

- 1 避難所に受け入れた者
- 2 住家に被害を受けて炊事のできない者
- 3 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- 4 一時滞在者等で現に食を得ることができない状態にある者
- 5 災害応急対策活動に従事する者

第2 食料の確保

1 備蓄や流通備蓄等による確保

備蓄食料の活用や、協定締結業者、全国ほたるのまち交流会参加市町、その他の地元小売業者等に要請して調達することにより、食料を確保する。

(備蓄の品目・数量は資料12-3参照)

(災害救助物資の調達等に関する協定は資料10-1～10-4参照)

なお、災害対策本部や各避難所では、食料の衛生的な運搬、保管に努めるとともに、調達した食料の数量を台帳等に記入して管理する。

調達にあたっては、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、温かいもの、柔らかいもの等、品目を考慮する。

2 災害救助用米穀の供給の要請

米穀は、米穀販売業者及び米穀提供者に対して米穀の供給を要請し、災害救助法適用時でかつ数量が不足する場合、農林水産省「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章I第11に基づき、県を通じて、災害救助用米穀の供給を要請する。

なお、災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、市長が必要と認めた場合には、農林水産省農産局長に対して文書により応急用食料の緊急引渡しの要請を行い、事後、知事に報告する。

第3 食料の供給

市は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の供給を行い、供給状況を記録する。

供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、食物アレルギー等への配慮、高齢者や病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保について配慮する。

第4 炊き出しの実施

市は、給食設備を有する施設（避難所、給食センター等）、備蓄炊飯用具の被災状況により、炊き出しが可能かどうかを把握し、自治会、赤十字奉仕団、婦人会、自衛隊等の協力を得て、炊き出しを実施する。

各現場では、実施責任者を定め、調理予定を立てて、配布方法等を周知し、適切な配布に努める。

第10節 給水活動

【風水害・震災時】

水道施設の被災や停電等により、水道水を供給できない場合に、給水車等による飲料水の応急給水を実施する。

第1 給水需要の把握と給水計画の立案

大規模な断水が発生しても、応急給水などの手段で、最低1人1日あたり3リットルの飲料水を確保することが必要である。

発災4日～10日後までには受援を含め1人1日あたり20リットル、発災11日～21日後までは1人1日あたり100リットル、22日後からは1人1日あたり250リットルを確保することを目標に、被災人口に対する応急給水の必要量を把握し、応急給水活動と、応急復旧による水道通水を進める。

（水道施設の応急復旧については、本編 第1部 第2章 第12節「公共的施設の応急対策」参照）

第2 応急給水の実施

1 給水車等による拠点給水

災害対策給水班を組織し、浄水場や被災地に近い水道から取水し、給水車等を用いて、被災地域内の給水拠点等へ飲料水・生活用水の輸送し、応急給水を実施する。

特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先して給水拠点を定め、給水日時を計画し、市民に周知する。

2 備蓄飲料水の提供

備蓄している給水袋で飲料水を供給する。

3 非常用飲料水貯水槽、仮設給水栓等での給水

必要に応じて、通水した配水管上の消火栓等に設置する仮設給水栓での応急給水を実施する。

第3 災害時の飲料水の品質の確保

1 ろ過器等の設置

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し、飲料水を確保する。

2 家庭用井戸水による供給

家庭用井戸について、水質検査の結果、飲用水として適当と認めた場合には、その付近の罹災者のための飲料水として供給することの協力を依頼する。

第4 受援による体制強化

大規模災害時は、相互応援協定等に基づき、日本水道協会和歌山県支部及び関西地方支部と連携のうえ、おおよその必要量等を明らかにして、速やかに他の水道事業者への応援を要請し、体制の確保を図る。

（資料12－1 「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱」参照）

また、応急給水を実施した際は、岩出保健所経由のうえ、県（生活衛生課）へ報告するとともに、必要に応じ、応急給水用飲料水の衛生指導等について支援を要請する。

第11節 物資の供給

【風水害・震災時】

第4編その他計画、第3章受援計画、第4節物的応援の受入れ計画に基づき避難者に生活必需品等を供給する。

第1 生活必需品の需要の把握

住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需品の品目ごとの需要量を把握する。

災害救助法による生活必需品の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とされている。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

災害救助法による支給品目の例

- 1 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- 2 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- 3 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- 4 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- 5 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- 6 食器（茶碗、皿、箸等）
- 7 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）
- 8 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- 9 衛生用品（生理用品、紙おむつ等）
- 10 酷暑（寒）による健康被害対策（夏季：扇風機、冬期：電気ストーブ等）

第2 生活必需品の調達

1 備蓄や流通備蓄等による確保

備蓄物資の活用や、協定締結業者、全国ほたるのまち交流会参加市町、その他の地元小売業者等に要請して調達することにより、生活必需品を確保する。

（備蓄の品目・数量は資料12－3参照。）

（災害救助物資の調達等に関する協定は資料10－1～10－4参照。）

なお、災害対策本部や各避難所では、衛生的な運搬、保管に努めるとともに、調達した品目の数量を台帳等に記入して管理する。

調達にあたっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

2 義援物資の受入れ

関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリストと送付先を、市のホームページで公表するほか、報道機関を通じて公表する。

ただし、個人から提供される義援物資は、受入れや仕分け等に膨大な労力や時間を要し、救援物資供給効率の低下の一因となるため、原則として受け入れないものとする。

なお、そのことは全庁的な統一事項とし、積極的に外部へ広報する。

一方、民間事業者や団体から提供される義援物資は、ロット数や品目を確認の上、救援物資供給効率を低下させることがないよう、必要性が高い場合に限定して受け入れる。

被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定する。

第3 物資の保管、仕分け、配給

調達物資・救援物資は、二次物資集積拠点（紀の川市民体育館、那賀体育館、桃山勤労者体育センター）に集積し、仕分けを行い、各避難所等に配給する。

物資集積拠点と各避難所では、仕分け、配布を行った物資の品目・数量を台帳等に記入し整理する。

配布にあたっては、高齢者、乳幼児を優先するなど、要配慮者に対し十分考慮する。

また、品目・数量の要望については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

なお、避難所においては、避難者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

第12節 公共的施設の応急対策

【風水害・震災時】

水道、下水道、その他ライフラインの被災に対し、速やかな応急対策を進める。

第1 上水道施設の応急対策

(応急給水については、本編 第1部 第2章 第10節「給水活動」参照。)

1 要員の確保

発災後直ちに、紀の川市水道事業継続計画(水道班行動計画)に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。要員が不足する場合は、災害対策本部他、関係機関に応援を要請する。

2 被害の警戒

被害を受けたときに迅速に応急措置ができるよう、水道施設、復旧資機材を整備点検し、準備する。各ポンプ所の運転状況を調査するとともに、一時的な停電による送水不能な場合に対処するため、各配水池、浄水池の水位を絶えず調査する。

3 電源の確保

送電線の状況について関西電力送配電株式会社橋本配電営業所と緊密な連絡を保ち、被害を受けた場合は、その復旧の見通しを聴取して停電時における送水対策を樹立するとともに、早期復旧を要請する。

4 専用電話の確保

専用電話線の被害状況を調査し、電話線切断等の故障が生じた場合は、その都度応急修理をして、連絡の確保に努める。

5 断水の周知・予告

被害の程度により、早期復旧が困難であって断水の事態が生じた場合、又は事前の応急措置等のために断水の必要が生じた場合は、その断水地区の住民に対し周知する。

6 被害状況の調査

施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人人体制及び資機材(調達方法)、施設復旧の手順、方法、完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

7 応急復旧工事の実施

被害の程度によって、その復旧にかなりの期日と工事費を必要とする箇所については、後日本復旧工事を施行するものとするが、応急的な復旧工事を施工して、断水防止に努める。

8 応急復旧のための支援要請

隣接水道事業者、県等他の機関への支援要請にあたっては、必要とする支援内容を明らかにして要請する。

また、災害による水道施設の被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合、

水道事業者等の相互応援の状況を踏まえつつ、県を通じて、県内の水道事業者、関係団体並びに国に対して広域的な支援を要請する。

9 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時情報を伝達するとともに、市民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第2 下水道施設の応急対策

1 要員の確保

発災後直ちに、紀の川市下水道事業業務継続計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図る。要員が不足する場合は、災害対策本部他、関係機関に応援を要請する。

2 情報の収集、被害規模の把握、報告

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。また、被害状況について必要に応じ県へ報告する。

3 管渠の応急対策

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。

4 処理場の応急対策

停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。

処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のため、やむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。

処理場での下水処理機能が麻痺した場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

5 仮設トイレの設置

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間は、トイレが使用できないため、応急措置として仮設トイレを設置する。

6 被害箇所の応急復旧

建設業者及び排水設備等工事指定店と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

7 的確な情報伝達・広報活動

県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時情報を伝達するとともに、市民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行う。

第3 その他ライフライン施設の応急対策

1 電力施設

応急措置が必要と認めた場合、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所に応急措置を要請するとともに、その実施に協力する。

市民に対しては、復旧の順序や時期等についての情報の提供・広報を行う。

2 ガス施設

二次災害の防止と被災状態の復旧について、(一社)和歌山県LPGガス協会の計画に協力する。

市民に対しては、復旧の順序や時期等についての情報の提供・広報を行う。

3 公衆電気通信施設

西日本電信電話(株)、NTTコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する公衆電気通信施設に係る災害応急対策に協力する。

市民に対しては、復旧の順序や時期等についての情報の提供・広報を行う。

4 鉄道施設

JR和歌山線及び和歌山電鐵貴志川線において、鉄道災害が発生し、若しくは発生し得る可能性のある場合、鉄道事業者が実施する応急救助対策等に協力する。

市民に対しては、復旧の順序や時期等についての情報の提供・広報を行う。

第13節 保健衛生

【風水害・震災時】

災害時の防疫、廃棄物処理、健康支援の各活動を進める。

第1 防疫活動の実施

1 対象とする感染症

感染症は、感染力・重篤度・危険性に応じて、一類から五類まであり、新型インフルエンザ等感染症は別に区分され、さらに、新たに発見された重大な感染症は「新感染症」とされ、三類以上が確定した段階で「指定感染症」と位置づけられる。

災害時の防除は、これらのすべてを対象とするが、とりわけ、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルスの防除が重要である。

2 防疫班による防疫活動の実施

災害時の防疫は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県の指示に従って、市が実施する。

市は、防疫班に作業係を編成し、薬液等による消毒や、病虫害の駆除、清掃等を行う。

防疫班の構成

防疫班	総括責任者（市民部長） 衛生技術者（健康推進課） 防疫管理者（環境衛生課） 作業係（福祉部、市民部、総務部から災害に応じて編成）
-----	---

3 避難所における感染症予防措置と感染症患者の隔離

避難所の避難者や応急活動従事者に感染症が疑われる場合は、接触時の防護を保った上で、保健所、医療機関等に搬送し、検体検出検査や治療につなげる。

速やかな搬送が困難な場合、濃厚接触に注意しながら患者を隔離し、看護を行う。

接触感染防止のため、必要に応じて、室内の換気や消毒を行う。

4 感染症予防の啓発と差別・風評被害の防止

避難所等で、感染症予防の啓発を図るとともに、差別・風評被害の防止に努める。

5 県への報告

市は、災害防疫活動を実施した場合、防疫活動状況報告（昭和40年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を、毎日、岩出保健所へ報告する。

第2 ごみの適正な処理

1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

市は、ごみの種類別に排出量を推定し、紀の川市災害廃棄物処理実行計画を策定する。

2 収集体制の確保

市は、紀の海広域施設組合と連携のもと、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。

ごみ処理施設が被災した場合は、速やかな復旧に努める。

応援協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」の規定に基づき、市と覚書を交わしている同協会に協力を要請する。

場合によっては、他市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

市は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物について、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われることを第一に、その体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定される。

市は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、市のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合には、市が収集処理を行う。

4 避難所ごみの収集

避難所は、通常のごみ収集とは別に臨時の収集体制を組み、収集・処理にあたり、衛生環境の確保に努める。

第3 し尿の適正な処理

1 し尿排出量の推定

災害時には、浸水や停電等により、多くの家庭で、トイレが詰まったり、汚物があふれたりすることが想定され、汲み取りの需要が拡大すると考えられる。

また、那賀衛生環境整備組合のし尿処理施設（那賀衛生センター）の被災も想定される。

市は、こうした状況を踏まえつつ、災害時のし尿処理について、必要な処理量を推定し、事業者と連携して適切な処理を行う。

2 収集体制の確保

市は、那賀衛生環境整備組合と連携のもと、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。

し尿処理施設が被災した場合は、速やかな復旧に努める。

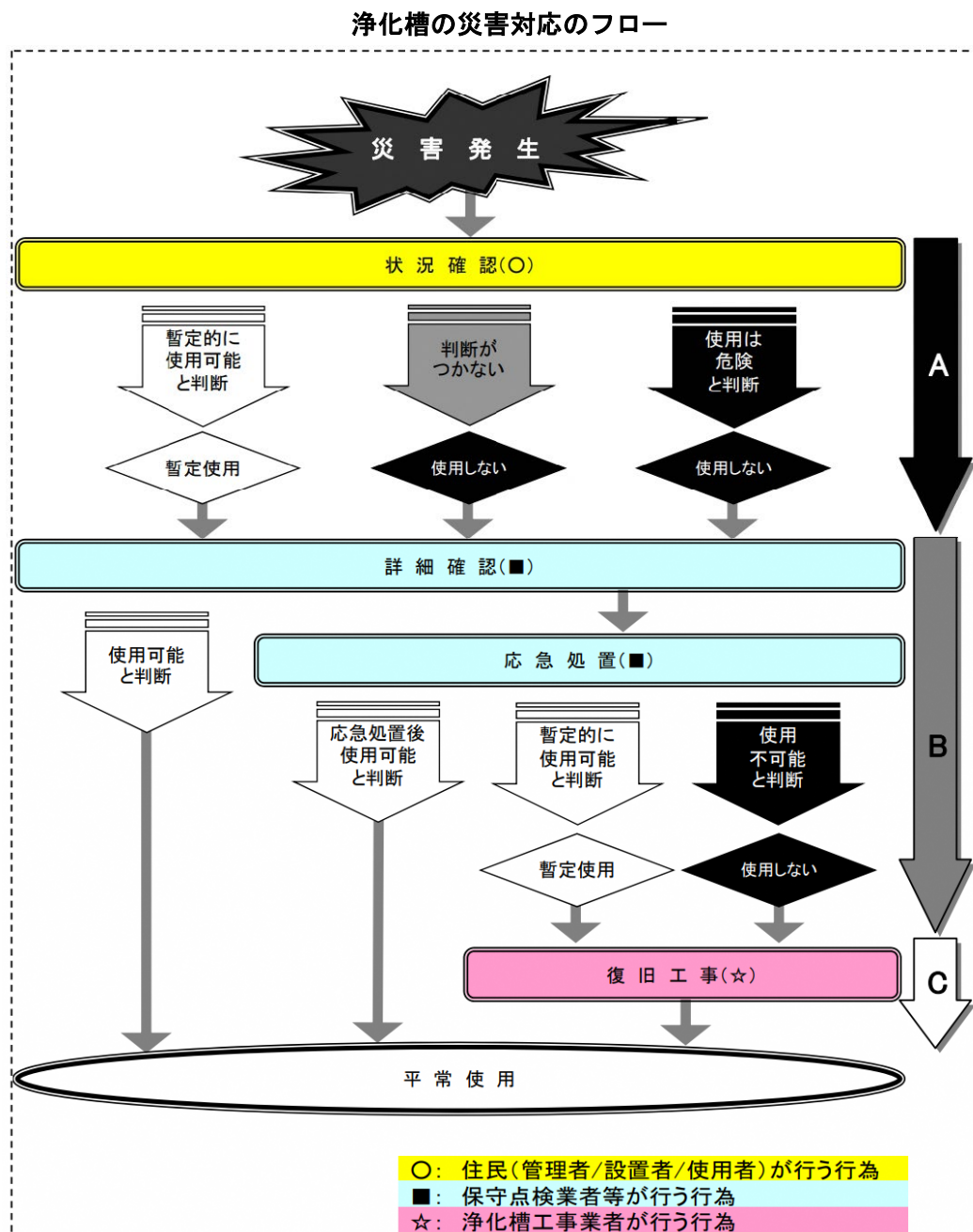
し尿等の収集運搬に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請する。

場合によっては、他市町村のし尿処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずる。

3 処理対策

(1) トイレ・浄化槽の機能回復

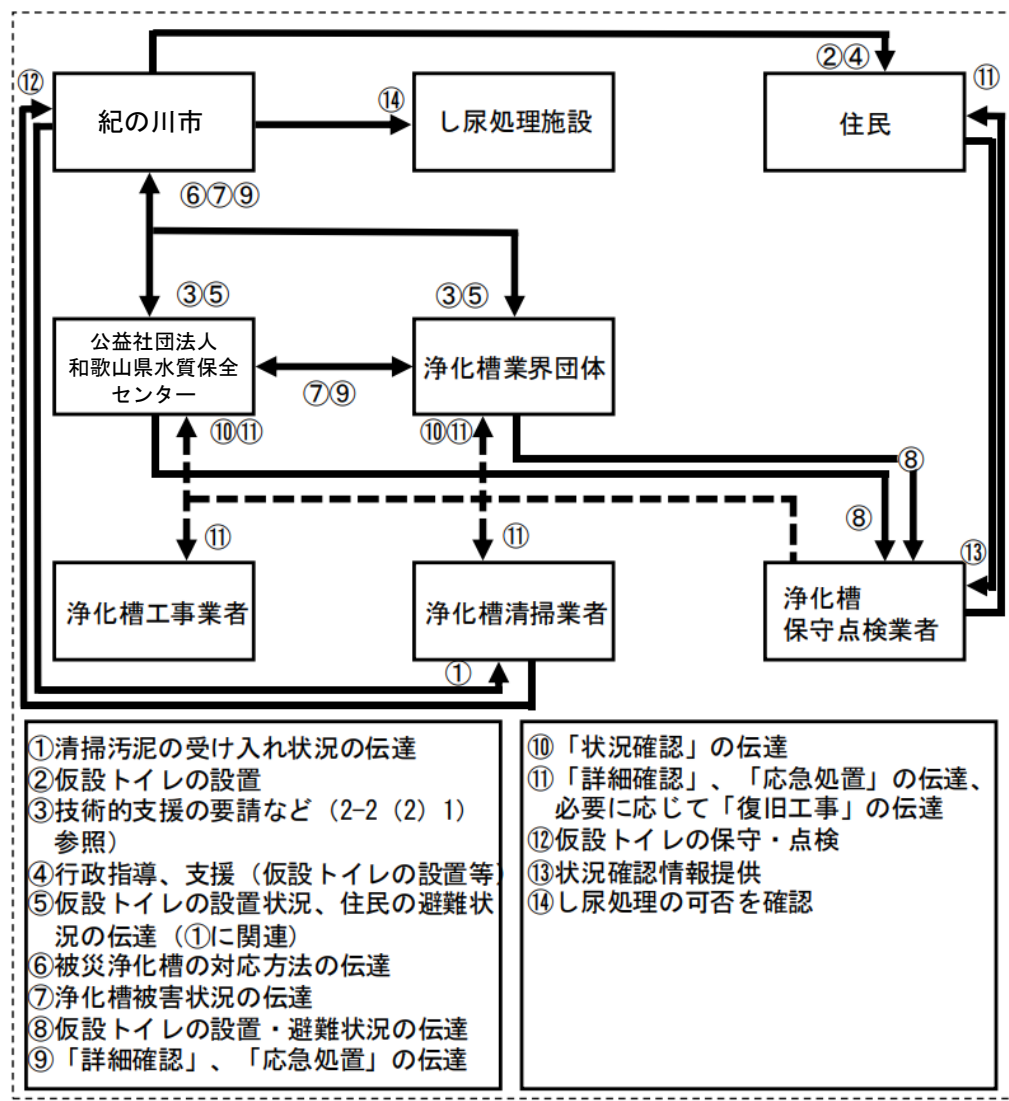
市は、浄化槽関連技術者（施工・保守点検・清掃業者、指定検査機関（検査員）等）の協力を得ながら、被災した公共施設のトイレ・浄化槽の機能回復を進めるとともに、家庭・民間事業所における被災したトイレ・浄化槽の機能回復を促進する。



※Aは、住民等による「状況確認」、Bは、保守点検業者による「詳細確認」・「応急処置」、Cは、工事業者が行う「復旧工事」の段階を示す。

資料：環境省「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」（令和3年）

浄化槽に関する災害時の連絡体制の例



資料：環境省「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」（令和3年）

浄化槽の応急処置の内容

- 1 槽内、管渠内等に堆積した土砂等の除去
- 2 破損もしくは流失したマンホール、点検升等の蓋の補修、交換、代替品の設置
- 3 破損した空気配管、汚水配管、嵩上げ管、隔壁等の補修、バイパスの設置
- 4 破損もしくは流失したブロワ基礎の補修、代替品の設置
- 5 冠水もしくは破損したブロワの掃除、乾燥、補修、代替品の設置
- 6 設定に不備の認められたブロワ制御用タイマー等の再設定
- 7 カバーの破損した電気ケーブルのテーピング
- 8 越流せきの調整
- 9 散気管への送風量の調整
- 10 流失した消毒剤の補充
- 11 破損もしくは流失した医薬品等の補充、交換
- 12 その他

資料：環境省「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル第3版」（令和3年）

(2) 仮設トイレ、自然排水機能の活用

避難所や公共施設、集合住宅等においては、リース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレの設置・管理を行う。

また、停電時には、トイレへの直接水入れによる自然排水の活用を周知する。

(3) し尿の収集・処理

汲み取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿や、避難所等に設置され仮設トイレに貯留されたし尿を優先しながら、市民からの依頼に基づき、し尿の収集・処理を行う。

災害応急対策の内容は、環境省「災害関係業務事務処理マニュアル」（平成26年6月策定・令和5年12月改訂）に示された様式により、その被害状況及び被害写真等（第1報は、概況を電話・FAXで）を添え、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

第4 災害時保健活動の実施

1 保健班の編成

災害時は、負傷や持病の悪化、ストレス、不安などにより、避難者の心身の健康管理・ケアを支援することが必要である。

健康推進課を中心に、必要に応じて県等から保健師等の派遣を受けながら、保健班を編成し、保健活動を実施する。

保健班の主な業務

- 1 被災住民の実態把握
- 2 情報収集及び情報提供
- 3 巡回による避難者の健康管理及びメンタルケア
- 4 保健衛生指導の実施
- 5 要配慮者の安否確認
- 6 関係機関との連絡調整

2 精神障害者への相談支援

精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて、避難生活等による人間関係の変化により、過大のストレスが加わり、不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり、本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

また、デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮の上、できるだけ早期に通所者同士が交流できる場を提供する。

さらに、医療機関及び保健所の指導・協力を得て、災害直後の精神科医療の確保に努めるとともに、医療費助成、罹災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

3 高齢者への相談支援

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に、仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認等を地域ごとに実施し、精神保健面からのアプローチが必要なケースについて、継続的にフォローする。

また、近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して、語らいの場づくり等を行う。

4 子供の心のケア

子供は、心的外傷後ストレス障害（PTSD）など、災害の影響を強く受けやすく、種々の症状を引き起こし、時には長期的に問題を持つこともある。

学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとり

ながら、心のケアを進める。

5 アルコール依存の防止

災害によるストレスのために、過剰に飲酒するおそれがあるため、本人・家族に対する早期介入等に努める。

6 グリーフケアの推進

災害による身近な人との突然の死別は、計り知れない悲しみを与える。残された方が気持ちを持ち直し、未来に向けて生活していけるよう、保健医療専門職、ボランティアが残された方の気持ちに寄り添う継続的な相談支援の実施に努める。

第5 ペットの保護・管理の支援

獣医師会や「動物愛護推進員」等ボランティアと連携し、ペットの傷病の治療や、飼養困難な動物の一時保管、里親探しなど、和歌山県災害時動物救援本部による動物保護管理活動に協力する。

ペットの同行避難ニーズがある避難所においては、被災者支援等の観点から、他の避難者との共同生活に配慮した飼養環境の確保に努める。

第3章 3日以内に開始

第1節 障害物の除去

【風水害・震災時】

災害により発生した土砂や流木等の障害物を除去する。
除去する障害物の集積所の確保を図る。

第1 除去する障害物の集積所の確保

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には廃棄物処理施設へ搬入して処分するが、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時的な集積所を確保する。

第2 障害物の除去

1 公共公益施設の障害物の除去

早期に機能回復が必要な医療施設、社会福祉施設、避難所等を優先し、公共公益施設の障害物の除去を進める。

2 住宅関係障害物の除去

がけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合、市が障害物の除去を行う。

労力又は機械力が不足する場合は、県、国等関係機関に応援要請を行う。

実施状況記録簿等に記録し、都度、県に報告する。

(災害救助法により支弁される費用は資料15－4参照)

市が障害物の除去を行うケース

- 1 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- 3 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

災害救助法による障害物の除去の対象者

- 1 自己の資力では障害物の除去ができない者
- 2 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

3 道路障害物の除去

各道路管理者は、道路上の障害物を速やかに除去し、交通の確保を図る。

4 河川障害物の除去

河川区域内の障害物の除去は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（市長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長が、河川法第22条第1項の規定による緊急措置、水防法第28条の規定による緊急措置として行う。

第3 関係機関との連携

障害物の除去は、第一次的には、市が保有する機械・器具を使用して実施するが、市は、必要に応じて、県、国等関係機関に応援を要請し、障害物の除去のための建設用資機材、技能者等要員の支援を受ける。

第4 被災建築物の撤去

被災建築物の撤去・解体は、原則、所有者の責任において実施することになるが、市が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施する場合は、環境省「公費解体・撤去マニュアル第5版（令和6年6月）」に基づき、実施する。

また、労働基準監督署及び保健所と連携して、解体等事業者に対し、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則で規定される飛散防止措置をとる。（環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル」参照）

第2 各業界団体による応援職員の受入れ

医療・看護、応急復旧工事など、民間事業者により事業が営まれている業種について、公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本水道協会など、各業界団体を通じて、又は民間事業者の経営判断により、災害時の応援職員が派遣されることが考えられる。

活動拠点としての公共施設の提供協力、互いの連絡調整窓口の一本化など、こうした各業界団体による応援職員の受入れ体制づくりに努める。

第3 ボランティアの受入れ・活動支援

1 災害ボランティアセンターの開設

地域内や全国から災害ボランティア活動に関する相談等を受け、ボランティアが来訪した際に、災害応急対策活動に従事するための配置調整を行うため、市災害対策本部福祉部と連携しながら、市社会福祉協議会において、ボランティアセンターを開設する。設置場所は、紀の川市社会福祉協議会事務局（桃山保健福祉センター内）を原則とし、災害の状況により適切でない場合はその他の場所での設置を検討する。

ボランティアに依頼すべき事項の例

活 動 内 容	明 細	混 乱 期	中 間 期	安 定期
救 急 救 助 活 動	被災地域	◎	△	—
給 水 活 動 支 援	配送	◎	△	△
	給水管理事務	◎	△	△
自 宅 避 難 者 等 の 支 援	被災地域	◎	◎	◎
避 難 所 支 援	初動整備活動	◎	—	—
	救護活動	◎	○	—
	運営活動	△	○	△
物 資 拠 点 支 援	救援物資の受入、整理配送、分配等	◎	◎	○
		◎	◎	○
ボランティアコーナー支援	役所・避難所等	◎	○	○
災 害 時 要 援 護 者 支 援	避難所、被災地域	◎	○	○
清 掃 等	避難所	○	—	—
	被災地域	○	○	○
が れ き 除 却 等	被災地域	◎	◎	◎
防 疫 支 援	被災地域	—	△	◎
被 災 現 場 支 援	被災地域	◎	◎	◎
各種専門技能による支援 ・医療等 ・マッサージ ・保健師 ・事務関係 ・カウンセラー ・教育・保育等	避難所	◎	◎	◎
	被災地域			

(注) 上記中 ◎ は必要度の非常に高いもの、○ は必要度の高いもの、
△ は必要度のあるもの、— は必要度の少ないか、無いものである。

2 災害ボランティアコーナーの開設

職員のほか、地元ボランティア、自治会長等の協力を得て、市各庁舎等に休憩所を兼ねたボランティアコーナーを設け、ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害情報、労務の役割分担、ボランティアの需給情報等の情報提供に努める。

3 ボランティアの安全確保

市社会福祉協議会登録ボランティア等、市での日常の活動実態がある団体・個人、災害を機にボランティア活動を開始した団体・個人には、災害応急活動に対応したボランティア活動保険への加入を支援する。その他の団体・個人には、制度の周知に努める。

感染症対策について、必要な避難行動に努める。

石綿ばく露防止に対して、作業前教育を行い、防じんマスクの使用を促し、作業従事記録を40年間保存する。

第3節 住宅・宅地対策

【風水害時】

県による応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に協力するほか、被災宅地の危険度判定など、住宅・宅地の応急対策を進める。

第1 応急仮設住宅の建設

1 建設予定候補地の選定

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は知事が行い、戸数、場所等の建設に関する計画の立案は、県と市が共同で行う。

市は、飲料水が得やすく、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮して、応急仮設住宅の建設予定候補地を県に提案する。

なお、災害救助法適用の市町村が本市のみである場合は、状況に応じて知事事務の一部を委任して、市長が当該事務を行うことができる。しかし、応急仮設住宅の供与に関しては、特別の事務がある場合を除き、知事が直接実施すべきとされている。

2 設計・建設・供用開始

応急仮設住宅の標準規模は、単身用19.8㎡(6坪相当)、小家族用2～3人29.7㎡(9坪相当)、大家族用4人以上39.6㎡(12坪相当)である。また、入居世帯の状況を把握する時間的余裕がない場合、6坪タイプと9坪タイプの住宅を中心に建設計画を行う。

日常生活上特別な配慮を要する者を入居させるため、老人居住介護等事業を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅について、担当部局と十分に連携して設置を提案する。

設計にあたっては、ユニバーサルデザイン仕様や、地域の気象環境等も考慮した配置に努めるよう提案する。また、概ね50戸以上の応急仮設住宅を一つの敷地内に建設した場合、集会施設の設置を提案する。

災害救助法では、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設するものとされており、市は速やかな建設への協力を努める。

なお、大災害等で20日以内に着工できない場合は、県福祉保健部社会福祉課が事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

第2 借上住宅等の提供

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合及び長期間の避難が予想されるなどの事情がある場合、内閣府の協議を経て、市は、県の支援のもと、公営住宅や(公社)和歌山県宅地建物取引業協会を通じた民間賃貸住宅の提供を検討する。

この際、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

第3 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、災害救助法第13条に基づく県の補助として、県と応急仮設住宅管理事務委託契約を締結し、市が実施する。選定にあたっては、高齢者等の要配慮者が1箇所集中しないよう配慮する。

災害救助法による応急仮設住宅の入居基準

- 1 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。
 - 2 居住する住宅がない者又は避難指示等により長期にわたり自らの住居に居住できない者であること。
 - 3 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。
- (災害時という性質上、一定額による厳格な所得制限等は行わない。)

第4 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、市長が知事から委託を受けて管理する。応急仮設住宅入居者名簿を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提出する。

災害救助法による供与期間は、原則として、完成の日から2年以内となっている。借上住宅の場合も2年以内となっている。

市は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、高齢者、障害者、女性、子供など様々な立場からのニーズを反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。

第5 住宅の応急修理

1 実施機関等

災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は知事が行うが、対象とする住家の選定は、県と市が共同で行う。

なお、災害救助法適用の市町村が本市のみである場合は、知事は応急修理を市長に委任することができる。

2 対象世帯

住宅の応急修理制度の対象世帯は、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の住家被害を受けた世帯で、「全壊」の住宅は、応急修理を実施することにより居住できるようになるときに限り対象となる。なお、制度改正により、所得制限はなくなり所得証明書の提出が不要となったが、「半壊」「準半壊」に該当する住宅を応急修理する場合は、「資力に関する申出書」の提出を受け、「自らの資力では修理できないこと」を確認する必要がある。

3 修理の範囲、費用

修理の範囲は、次の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- (2) ドア、窓等の開口部の応急修理
- (3) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- (4) 衛生設備の応急修理

なお、費用の限度は、資料15-4のとおりである。

第6 被災者に対する住宅建設資金等の融資

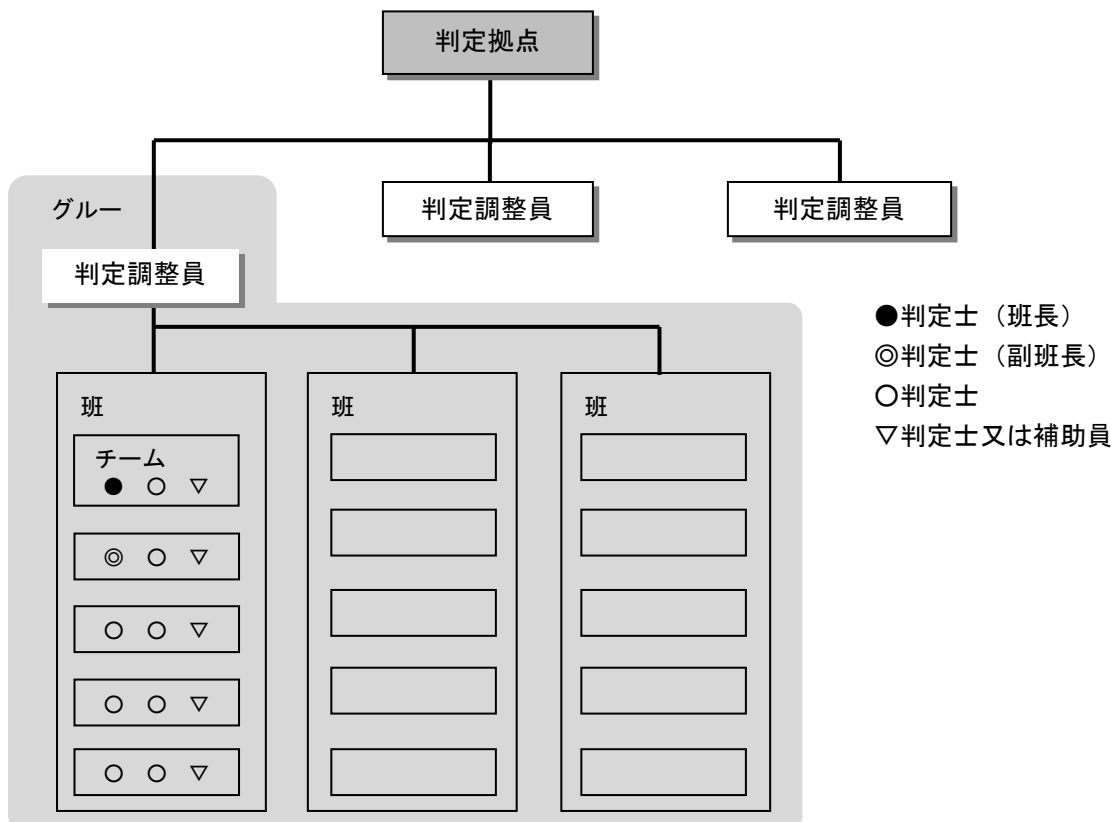
災害の被災者に対する被災住宅の復興に必要な資金として、住宅金融支援機構が指定した災害については、災害復興住宅融資制度を積極的に活用して、早急に被災地の民生安定を図る。

第7 被災宅地の危険度判定の実施

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止・軽減し、住民の安全を確保するため、県へ判定士の派遣を依頼し、被災宅地の危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士3～4名によるチーム編成を基本として、1日1チームあたり10宅地程度の判定を目標とする。

危険度判定の実施概念図



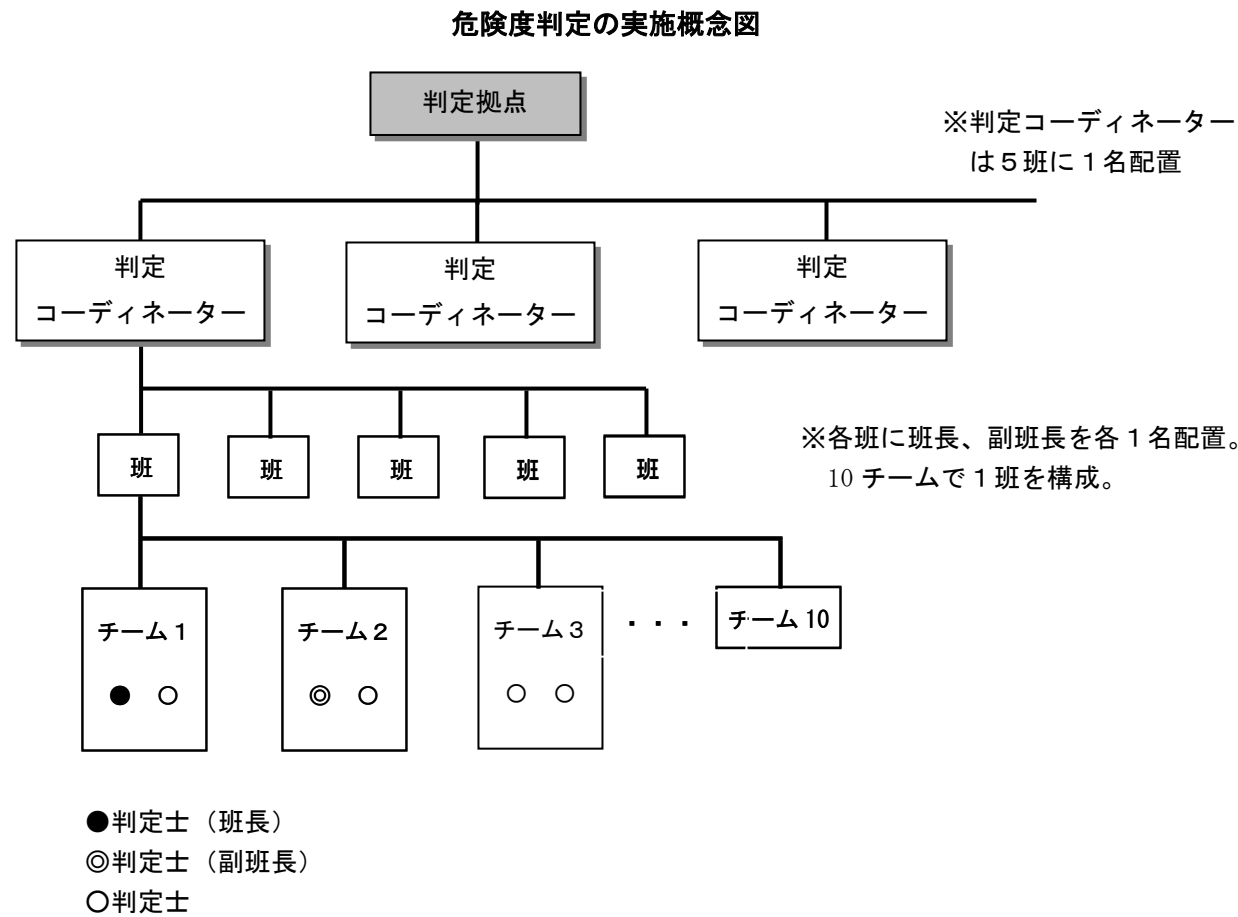
標準業務期間						
第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目
往 路	・事務引継 ・実施計画の 具体化 ・班の編成 ・班長等への 事前説明	・判定結果の チェック、 報告① ・当日の状況 説明	・判定結果の チェック、 報告② ・当日の状況 説明	・判定結果の チェック、 報告③ ・当日の状況 説明	調査等の まとめ	復 路

【震災時】

第1 被災建築物の応急危険度判定の実施

大地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性ならびに建築物の部分等の落下・転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、二次災害を防止・軽減するため、県へ判定士の派遣を依頼し、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

地震被災建物応急危険度判定士2名でのチーム編成を基本として、1日1チームあたり15～20棟の判定を目標とする。



標準業務期間

第1日目	第2日目	第3日目	第4日目	第5日目	第6日目	第7日目
往 路	・事務引継 ・実施計画の具体化 ・班の編成 ・班長等への事前説明	・判定結果のチェック、報告① ・当日の状況説明	・判定結果のチェック、報告② ・当日の状況説明	・判定結果のチェック、報告③ ・当日の状況説明	調査等のまとめ	復 路

第4節 被災者の生活の安定のための措置

【風水害・震災時】

被災地の生活の安定のための措置を講ずる。

第1 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成する。作成においてはデジタル技術を活用するよう検討する。

1 被災者台帳に記載する内容（例）

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他の連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まない。

- ① 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ② 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ③ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、次の事項を記載した申請書を市長に提

出しなければならない。

- ① 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ③ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- ④ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
- ⑤ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事項

第2 罹災証明書・被災証明書の交付

1 罹災証明書の発行

罹災証明は、各種被災者生活支援制度を受けるとき、住家の被害程度を証明するものである。

市長は、被災者からの申し出により、住家被害状況の認定調査を行い、確認した事実に基づき被害の程度を証明する罹災証明書を発行する。

なお、罹災の程度は、住家を対象に、一棟ごとに母屋で判断するもので、屋根、壁、構造体など部分ごとに表面に現れた被害を調査して、「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」・「準半壊」・「準半壊に至らない（一部損壊）」等の判定を行う。

迅速な被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、デジタル技術を活用するよう検討する。

2 被災証明書の発行

被災証明書は、保険金等の請求や税等の減免などのため、災害の事実を証明する書類で、住家被害認定調査には依らず、被災写真等に基づき発行する。

証明書発行を申請する市民は、可能な限り、被災写真等を添付し、申請する。

第3 被災者の生活確保

1 職業のあっせん

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業のあっせんについては、県が公共職業安定所を通じ、早期再就職の促進を図る。市は、離職者の状況を把握する。

2 税の減免等

市は、被災者に対し、地方税法及び市条例により、納税の期限延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じて実施する。

3 郵便関係措置等

日本郵便(株)は、災害時に、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に係る災害特別事務取扱い等を実施する。

(1) 郵便関係

被災者への郵便ハガキ等の無償交付、及び被災者が差し出す通常郵便物の料金免除等

(2) 通常貯金、簡易保険関係

- ① 通帳、証書、印章等をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

- ② 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い等

4 被災者の生活再建支援

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第4 被災者への融資

1 農林漁業者及び民間事業者への融資

災害により被害を受けた農林漁業者及び民間事業者に対し、市は、県と連携し、災害復旧に必要な資金の融資に関し、必要な指導及び周知を図る。

(1) 農林漁業関係の資金融通

- ① 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- ② 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）
 - ア 農業経営基盤強化資金
 - イ 林業基盤整備資金
 - ウ 漁業基盤整備資金
 - エ 漁業経営改善支援資金
 - オ 農林漁業施設資金（共同利用施設）
 - カ 農林漁業セーフティネット資金

③ 生活営農資金

- ④ 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法）

(2) 商工業関係の資金融通

- ① 和歌山県融資制度
- ② 災害復旧高度化融資

2 住宅関係

天災により住宅に被害を受けた市民に対し、相談窓口を開設し、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、応急修理の申請の受付を行うとともに、独立行政法人住宅金融支援機構から低利で融資を受けるためのあっせんを行い、住宅再建を支援する。

第5節 災害救助法の適用

【風水害・震災時】

災害救助法が適用された場合、その基準に沿った応急対策を進める。

第1 制度の概要

災害救助法で定める救助は、災害により一定規模以上の被害が生じた場合、個人の生活権の保護と社会秩序の保全を目的とした、応急的・一時的な救助である。

災害救助法が適用となった場合は、応急活動における職権が異なり、国の機関として県知事が実施することとなっているため、災害救助法の適用基準、適用時の措置等について定める。

ただし、災害救助法の適用に至らない場合には、市が災害救助法に準じた応急対策を行う。

第2 実施機関

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。

ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長が行う。

また、委任により市長が行う事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

第3 災害救助法の適用基準

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用基準

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行うものとする。

(2) 災害が発生した場合の適用基準

災害救助法に基づく救助は、市町村単位に、原則として同一原因の災害による住家滅失の被害が一定規模以上に達し、現に被災者が救助を必要とする状態にある場合に適用される。

なお、本市における救助法の適用基準は、次のとおりである。

紀の川市の災害救助法適用基準

1	紀の川市内の住家滅失世帯数	80 世帯以上	災害救助法施行令第1条第1項第1号
2	和歌山県内の住家滅失世帯数	1,000 世帯以上	災害救助法施行令第1条第1項第2号
	紀の川市内の住家滅失世帯数	40 世帯以上	
3	和歌山県内の住家滅失世帯数	5,000 世帯以上	災害救助法施行令第1条第1項第3号前段
	紀の川市内の住家滅失世帯数	多数	
4	災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。 ※「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。		災害救助法施行令第1条第1項第3号後段
5	発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する災害 ○災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して持続的に救助を必要とすること。○被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		災害救助法施行令第1条第1項第4号

滅失世帯：全壊した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯計上する。

第4 災害救助法の適用要請等

市は、第3の「災害救助法の適用基準」に定める適用基準に達し、又は達する見込みがある場合は、県知事に対し、災害救助法の適用を要請する。

また、県知事から救助法の適用通知を受理した場合は、関係機関に周知を図る。

なお、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、知事を通じ、内閣総理大臣に対して「特別基準」の適用を要請する。内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、知事を通じて電話、FAX、電子メール等により連絡を受けることとなっている。

第5 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法による救助の種類、実施期間及びその実施者は、次のとおりである。（詳細は、資料15-4参照）

災害救助法による救助の種類と実施者

救 助 の 種 類	実 施 期 間	実 施 者 区 分
避難所の設置	7 日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日以内（ただし、助産分べんした日から7日以内）	医療班派遣＝県及び日赤県支部（ただし、委任したときは市）
学用品の給与	教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	市

被災者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
生業資金の貸与		現在運用されていない
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定＝市 建設＝県
住宅の応急修理	完成 3か月以内 (緊急修理は10日以内)	市
死体の搜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

(注) 期間については、すべての災害発生の日から起算する。

ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

第6 救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、市長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行う。

第7 救助実施状況の記録及び報告

市は、災害救助法に基づく救助の実施状況を日ごとに整理記録するとともに、その状況を取りまとめて県に逐次報告する。この場合、取りまとめた状況は取り急ぎ電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

第8 災害対策基本法に基づく従事命令等

1 従事命令等の発動

市長は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条第2項の規定により従事命令、協力命令、保管命令等を発することができる。

2 公用令書の交付

市長は、災害対策基本法第71条第2項の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

3 損害補償等

- (1) 市長は、災害対策基本法第71条第2項の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、同法第84条第1項に基づき損害を補償しなければならない。
- (2) 災害対策基本法第71条第2項の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

第6節 生活関連総合相談

【風水害・震災時】

大規模災害時に、相談所を開設し、被災者の相談を受け、解決を図る。

第1 相談所の開設

災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、必要に応じ、避難所、市役所本庁舎、各支所庁舎等に臨時災害相談所を設け、被災者の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

また、必要に応じ、市役所本庁舎に総合相談窓口を設置するとともに、関係各課においても、個別事項の相談受付窓口を開設する。

これらの相談所では、必要な人員の確保に努めるとともに、必要に応じて、県の各部局又は国の出先機関を含む関係機関の職員の常駐を要請する。

相談業務の内容例

- 1 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）。
- 2 生業資金のあっせん、融資に関すること。
- 3 被災住宅の修理及び応急仮設住宅のあっせんに関すること。
- 4 その他住民の生活に関すること。

第2 相談所の周知

相談所を設置したときは、防災行政無線、マスコミ報道、市ホームページなどを活用し、広く周知する。

第3 相談への対応と記録

相談に対して、制度の紹介やより専門的な相談への取次などの対応を行い、相談内容の記録を市民課で取りまとめる。

第4 外国人への相談支援

避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、和歌山県国際交流センターに設置される災害時多言語支援センターや語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した相談支援、多言語による生活情報の提供に努める。

第4章 2週間以内に開始

第1節 教育・福祉対策

【風水害・震災時】

児童生徒等や施設・サービス利用者の安全を確保するとともに、教育・保育活動、福祉サービスの早期再開を図る。

第1 児童生徒等の安全の確保

学校、幼稚園・保育所・保育園・こども園等においては、職員一同が、通報、初期消火、避難誘導、応急救護、傷病者が発生した場合の救急搬送、二次災害防止措置等、児童生徒等や職員等の安全確保のための措置を行う。

校長・園長等は、事前に災害が予知される場合や、児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休校（休園）、行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、市本部に報告する。

帰宅できない児童生徒等の氏名・人員等の掌握、異常の有無等を把握し、保護者等への引渡しまで確実に保護する。

第2 学校、幼稚園・保育所・保育園・こども園等の被害状況の把握・報告

1 被害の概要の把握・報告

各施設が児童生徒等、職員、施設・設備の被害の概要を把握し、災害対策本部教育部に報告し、災害対策本部教育部から県など関係機関に報告する。

2 児童生徒等、職員の状況の把握・対応

各施設が市災害対策本部等と連携し、児童生徒等、職員の心身の健康状態や家族の被災状況等を調査・把握し、必要な相談支援に努める。

第3 教育・保育施設の確保

教育・保育施設が被災し、そのままでの使用が難しい場合、教育・保育を行える代替場所の確保を図るとともに、被害箇所、危険箇所の応急修理を行う。

教育・保育施設が避難所として使用された場合は、教育・保育活動が早期に再開できるよう、避難所の集約・統合等を進める。

第4 教育・保育の再開

市教育委員会及び保育課は、県教育委員会、私立の教育・保育施設、PTA等と連携し、施設や市町村をまたぐ不足職員の確保や、被災した児童生徒等への災害救助法に基づく学用品・日用品の支給、給食再開準備、再開スケジュールの検討・協議などを進め、速やかな教育・保育の再開を図る。

第5 社会教育・社会体育施設の応急対策

1 施設利用者の安全の確保

社会教育・社会体育施設において、災害時に、通報、初期消火、避難誘導、応急救護、傷病者が発生した場合の救急搬送、二次災害防止措置等、安全確保のための措置を行う。

2 被害の概要の把握・報告

各施設が被害の概要を把握し、災害対策本部教育部に報告し、災害対策本部教育部から県など関係機関に報告する。

3 施設等の応急修理

社会教育・社会体育施設が被災し、そのままでの使用が難しい場合、被害箇所、危険箇所の状況を調査し、必要に応じて応急修理を行う。

第6 文化財の応急対策

文化財が被災した場合、文化財の所有者・管理者の協力を得ながら、市教育委員会が被害状況の調査・取りまとめを行い、県教育委員会へ報告する。県教育委員会の指導のもと、文化財の所有者・管理者が、損壊の拡大防止措置、安全措置、希少部材の保全など応急措置を速やかに実施し、本修理を待つ。被害の大小にかかわらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう措置する。

美術工芸品等は、保管環境の整った施設での一時保管を検討する。

第7 障害者・高齢者福祉の再開

1 施設利用者の安全の確保

介護保険、障害福祉サービス事業所等において、災害時に、初期消火、避難誘導、応急救護、傷病者が発生した場合の救急搬送、二次災害防止措置等、安全確保のための措置を行う。

2 被害の概要の把握・報告

各事業所が被害の概要を把握し、災害対策本部福祉部に報告し、災害対策本部福祉部から県など関係機関に報告する。

3 福祉サービスの再開と要配慮者の生活支援

各事業所での福祉サービスの早期再開に努める。

要配慮者に対する福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2日目～3日目に、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努める。

要配慮者のうち、避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。

第2節 義援金の配分

【風水害・震災時】

義援金を適正に配分する。

第1 災害義援金の引継を受ける機関

災害義援金の引継ぎは、市長が受ける。

第2 義援金の配分

1 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は市、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

2 金銭の管理

(1) 配分委員会での管理換

各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

(2) 会計課による現金領収

配分委員会が組織されるまで現金の領収保管は、市においては会計課が担当する。

(3) 貯金等による保管と出納状況の記録

現金は、銀行貯金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

(4) 利子収入の算入

貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

第3 費用

義援金の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、配分の規模により、配分委員会にて協議することができるものとする。

第5章 1か月以内に開始

第1節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付

【風水害・震災時】

災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付を円滑に行う。

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸し付けを行う。

第2 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会は、被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的で必要な資金を貸し付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

第2節 被災者生活再建支援法の適用

【風水害・震災時】

被災者生活再建支援制度を活用し、被災者の生活を支援する。

第1 制度の概要

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた人で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な人に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

被災者生活再建支援制度の概要

目 的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。			
対象災害	自然災害（火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる）			
対象災害の規模	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害 ⑤ ③又は④に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、①～③のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害			
支給額	支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）			
		基礎支援金	加算支援金	
		(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)	
	①全壊 (損害割合50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借(公営住宅を除く)	50万円
	④大規模半壊 (損害割合40%以上)	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借(公営住宅を除く)	50万円
	⑤中規模半壊 (損害割合30%以上)		建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借(公営住宅を除く)	25万円

支給対象 世帯	住宅が全壊した世帯その他これと同等の被害と認められる世帯として政令で定めるもの
	1 住宅が全壊した世帯
	2 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住居をやむを得ず解体した世帯
	3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
	4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
	5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

第2 支援金の支給

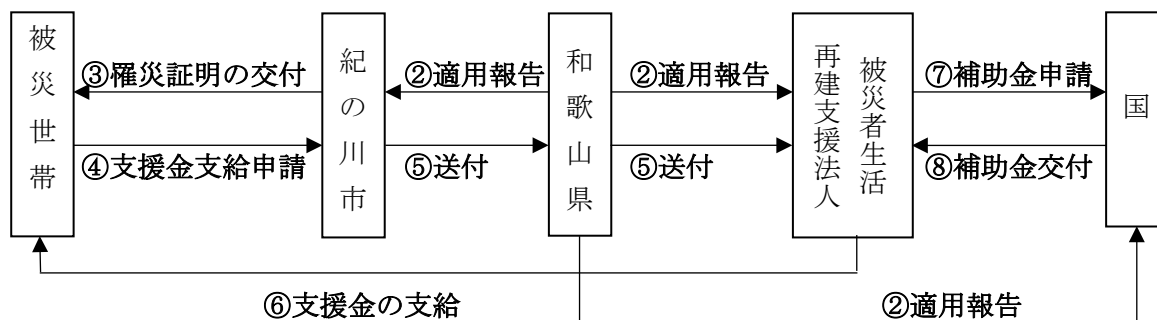
各関係機関の役割分担のもと、被災者生活再建支援金を早期に支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。

関係機関が行う措置

区 分	措 置 内 容
市	1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請にかかる窓口業務 4 支給申請書の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	1 被害状況の取りまとめ 2 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 3 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活 再建支援法人 (公益財団法人 都道府県セ ンター)	1 国への補助金交付申請等 2 支援金の支給 3 支給申請書の受領・審査・支給決定 4 申請期間の延長・報告
国 (内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助交付等

支援金支給事務の基本的な流れ

①支援法適用



<申請に必要な書面>

- ・支援金支給申請書・住民票等・罹災証明書等・預金通帳の移し
- ・その他関係書類 契約書(住宅の購入・補修、借家の賃貸借 等)

第3 迅速な支給にむけた方策の推進

被災者生活再建支援金の支給には、被災市民からの罹災証明書の申請が必要であるが、東日本大震災時は、国が市町村あてに通知を発出し、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって被災者生活再建支援金の申請を受け付け、後日、罹災証明書の申請を受けるという手法もとられた。

本市においても、甚大な被害の際に、この方法の実施を検討する。

また、本市が被災者生活再建支援法の対象外である場合においても、和歌山県被災者生活再建支援金の支給対象となる場合があるため、支給対象世帯に対して周知を行う。

第3節 施設の復旧対策

【風水害・震災時】

災害復旧計画を作成し、復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

作成する事業計画の種別は、次のものがある。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川施設復旧事業計画
 - (2) 砂防設備復旧事業計画
 - (3) 地すべり防止施設復旧事業計画
 - (4) 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - (5) 道路施設復旧事業計画
 - (6) 下水道施設復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 水道施設災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 文化財災害復旧事業計画
- 11 その他の災害復旧事業計画

第2 国の財政措置

復旧事業に関する国の財政措置には、次のものがあり、適宜活用を図る。

- 1 国庫補助及び国の財政措置
 - (1) 公共土木施設災害復旧…公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - (2) 農林水産施設災害復旧…農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
 - (3) 公立学校施設災害復旧…公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
 - (4) 公営住宅の建設 …公営住宅法によるもの
 - (5) 都市施設災害復旧 …都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

- 2 地方債に基づく措置によるもの
- 3 地方交付税に基づく措置によるもの
- 4 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害制度

事項	内 容
制度の概要	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害時に、政令でその災害を「激甚災害」と指定し、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置を講じる制度。
指定区分	「激甚災害」（本激）と局地的な災害の場合の「局地激甚災害」（局激）がある。
「激甚災害」（本激）における財政措置	1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 2 農林水産業に関する特別の助成 (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (3) 天災融資法の特例 (4) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (5) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 (6) 共同利用小型漁船の建造費の補助 (7) 森林災害復旧事業に対する補助 3 中小企業に関する特別の助成 (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 4 その他の特別の財政援助及び助成 (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (5) 水防資材費の補助の特例 (6) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入 (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
「局地激甚災害」（局激）における財政措置	1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 3 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 4 森林災害復旧事業に対する補助 5 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 6 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第2部 その他災害・事故

第1節 危険物等災害応急対策

危険物等の災害の発生、又はそのおそれがある際、必要な措置を講ずる。

第1 危険物施設の災害応急対策

危険物施設等は、災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、災害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

1 危険物施設の管理者の措置

危険物施設の管理者（資料14-1～14-4参照）は、関係法令により定められた予防規程等による措置のほか、県、市、那賀消防組合等と連携して、災害時における応急措置を次により実施する。

災害が発生するおそれのある場合の措置

- 1 情報及び警報等を確実に把握する。
- 2 施設内の警戒を厳重にするとともに、保安要員を各部署に配備する。
- 3 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講ずる。
- 4 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講ずる。

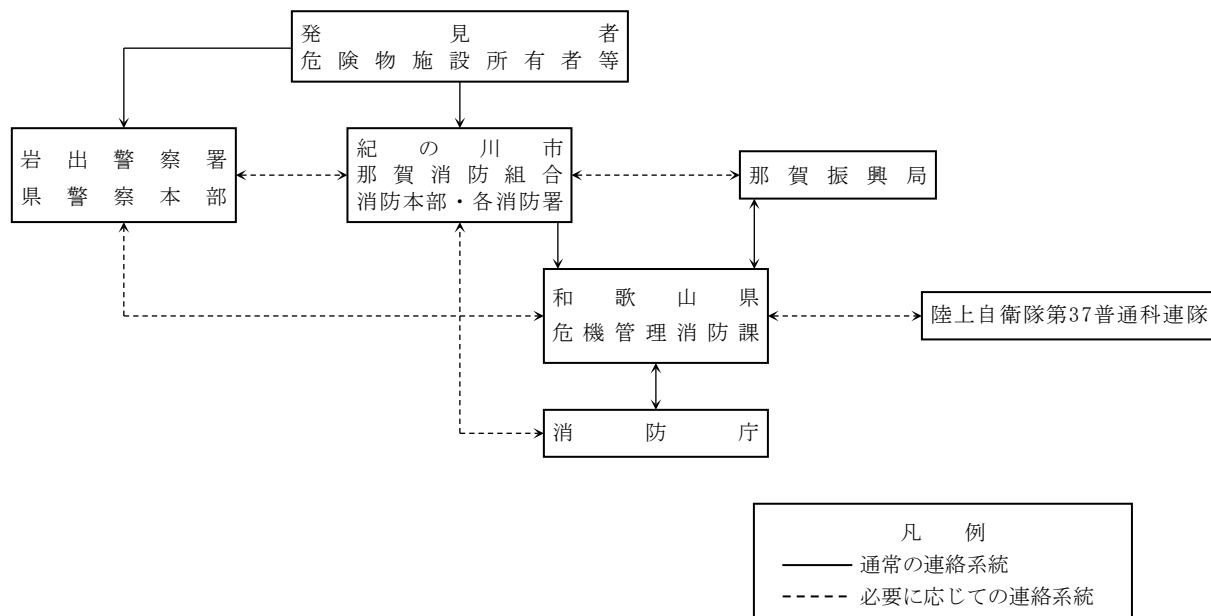
災害時の措置

- 1 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- 2 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- 3 危険物施設等における詰め替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講ずる。
- 4 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により、避難等の措置を講ずる。

2 市・那賀消防組合の措置

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示、応援の要請等必要な応急対策を実施する。

通報連絡系統



第2 火薬類、高圧ガス災害の応急対策

火薬類、高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講ずる。

1 火薬類取扱事業所の措置

火薬類取扱事業所は、県、市、那賀消防組合等と連携して、災害時における応急措置を次により実施する。

災害が発生するおそれのある場合の措置

- 1 貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張り人を付けて関係者以外の者を近づかないようにする。
- 2 火災警戒区域を設定する。
- 3 災害が発生するおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内の市民が避難させるための措置を行う。

災害時の措置

災害時、那賀消防組合、岩出警察署、その他関係機関に通報するとともに、次の措置を講ずる。

- 1 消防警戒区域の設定及び交通規制
- 2 被災者の救出、救護
- 3 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

2 高圧ガス取扱事業所の措置

高圧ガス取扱事業所は、県、市、那賀消防組合等と連携して、災害時における応急措置を次により実施する。必要に応じて、和歌山県LPガス協会那賀支部又は関係事業所等の応援を求める。

災害が発生するおそれのある場合の措置

- 1 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講ずる。
- 2 火災警戒区域を設定する。
- 3 上記の措置がとれない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講ずる。

災害時の措置

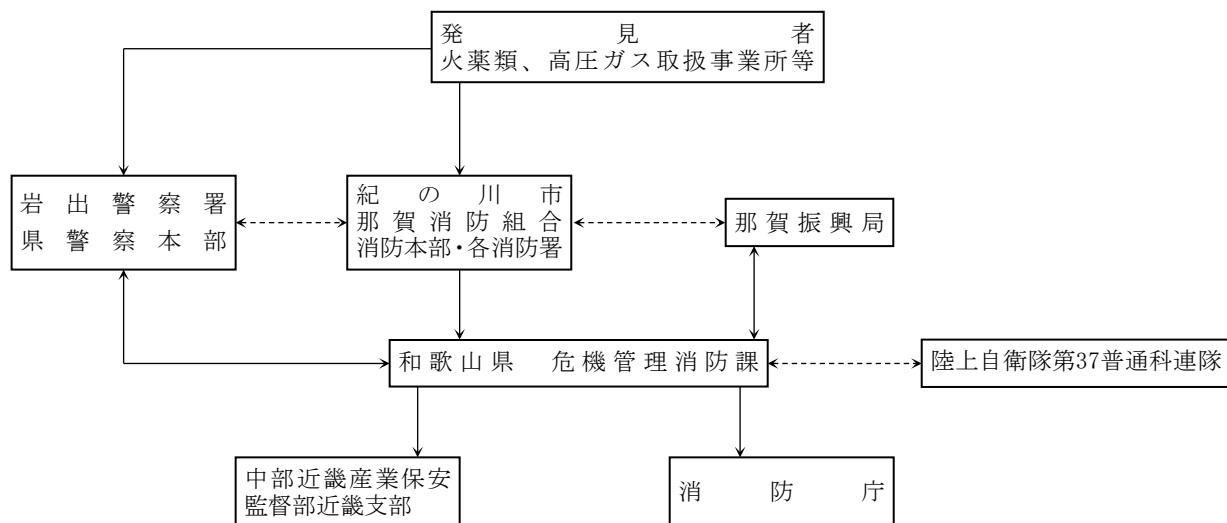
高圧ガスによる災害の場合、下図により、那賀消防組合、岩出警察署のいずれかに通報するとともに、次の措置を講ずる。

- 1 消防警戒区域の設定及び交通規制
- 2 被災者の救出、救護
- 3 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

3 市・那賀消防組合の措置

事業所の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示、応援の要請等必要な応急対策を実施する。

通報連絡系統



凡 例

- 通常の連絡系統
- - - - 必要に応じての連絡系統

第3 毒物劇物災害の応急対策

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、応急対策を行う。

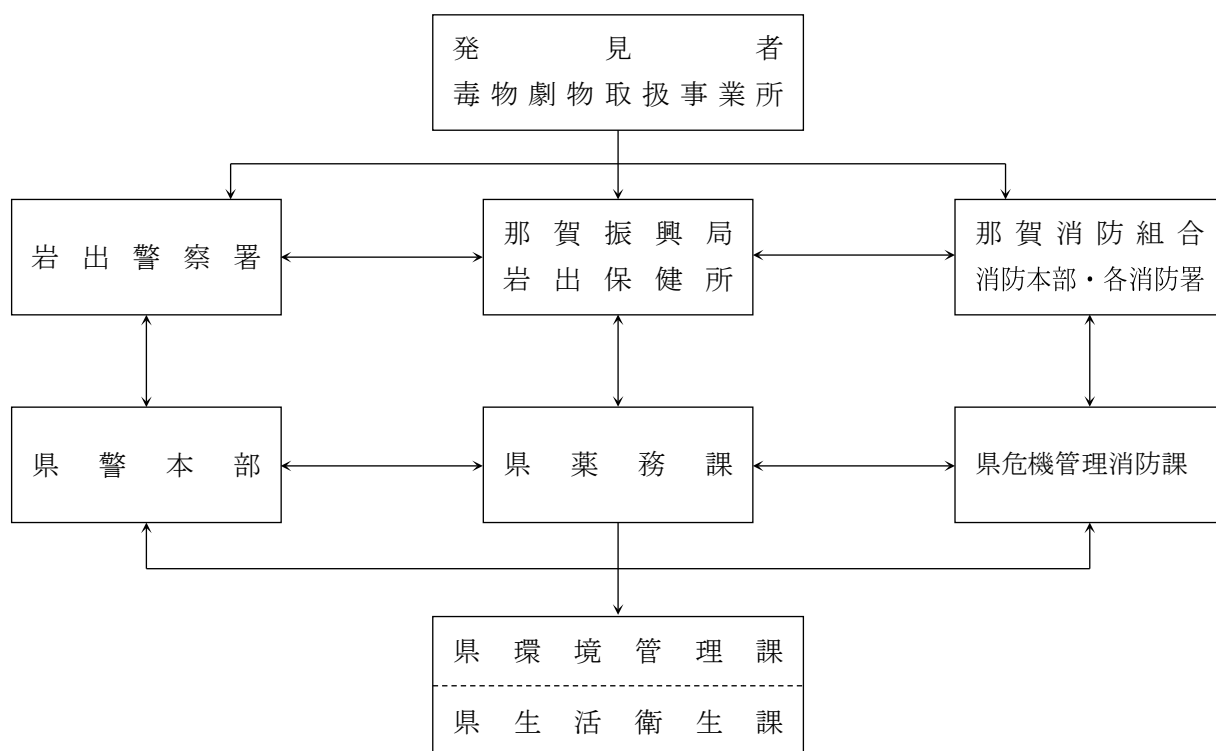
1 取扱責任者の措置

毒物・劇物の流出・飛散・散逸等の事故発生の場合、取扱責任者において、地域の防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、岩出保健所・那賀消防組合又は岩出警察署に届け出る（毒物及び劇物取締法第17条）。

2 誤飲防止等の緊急措置

保健所（又は消防組合、警察署）において、毒物・劇物の流出散逸等の状況について調査し関係機関に連絡するとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道取水地区の担当機関に直ちに連絡する。連絡を受けた市は速やかに広報活動し、関係住民に注意を与える。

通報連絡系統



第4 危険物等輸送車両災害応急対策計画

危険物等輸送車両が輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の分類及び性質等に応じ適切な措置を講ずる。

市、那賀消防組合は、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

災害時の輸送従事者の措置

- 1 那賀消防組合及び岩出警察署に通報する。
- 2 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
- 3 エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講ずる。
- 4 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講ずる。
- 5 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め、適切な措置を講ずる。

第5 有害物質流出等災害予防計画及び応急対策計画

1 基本方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により予防対策を講じる。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生じる恐れのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3で規定されている吹付け石綿(レベル1)
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県と連携して実施する。

2 事業計画

(1) 石綿飛散防止対策(上記1の(2)のアの物質)

- ア 著しく飛散性が高い吹付け石綿(レベル1)が使用されている可能性がある建築物の調査を県が行い、アスベスト台帳※1を作成。その情報を共有する。
- イ 市及び県は、吹き付け石綿(レベル1)の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
- ウ 石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定めた「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹き付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」を県が作成。市は、県と連携した体制を構築する。
- エ 市及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防塵マスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

(2) 有害物質流出防止対策(上記1の(2)のイの物質)

- ア 市は、県が作成している有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」に準じて、県及び事業者と連携した体制を構築する。
- イ 有害物質貯蔵事業者の情報を県が把握し、市と情報を共有する。

- ウ 事業所は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
- エ 関係市町村、県及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

※1 「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹き付け石綿(レベル1)が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

第2節 林野火災応急対策

林野火災に際し、関係機関が連携し、消火活動等を行う。

第1 出火発見者による通報・初期消火

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに那賀消防組合に通報しなければならない。
また、発生した火災が微少な場合は、消防隊が到着するまでの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動にあたる。

第2 関係機関の出動

1 那賀消防組合

通報を受けた那賀消防組合は直ちに火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

2 関係機関

消防団など関係機関も出動する。

林野火災における関係機関の役割分担

1 消防団	消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
2 森林所有者等	森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
3 県災害対策課	県防災ヘリコプターの緊急運航（市又は那賀消防組合による運航要請）
4 岩出警察署	消防車両の通行確保のための交通規制
5 紀の川市	地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保
6 隣接消防本部	要請に基づく協力

第3 消火・救出活動

1 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、早期の状況把握に努め、地元消防団・森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、那賀消防組合の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

第4 避難誘導

1 森林内の滞在者の退去

市・警察・消防団等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに防災行政無線、広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

2 住民の避難

市長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、岩出警察署等と協力して住民を安全に避難させる。

第5 応援の要請

1 消防の広域応援要請

市長又は消火にあたる那賀消防組合の消防長は、本市の消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」（資料7－1参照）により、他の消防本部に応援要請を行う。

また、府県境界を接する林野火災については、「阪和林野火災消防相互応援協定」（資料7－2参照）により、協定市町等の消防本部への応援要請も行う。

2 自衛隊の派遣要請

市長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を本編 第1部 第2章 第7節「自衛隊の派遣」に基づき要求する。

第6 鎮火後の警戒

消防機関は、林野火災鎮火後も再燃に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

第3節 雪害応急対策

雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に、雪害の拡大防止と避難者の救助を実施する。

第1 道路の除排雪の実施

市は、国・県や市建設業協会等と連携し、道路の除排雪を実施する。

また、積雪量や、事故、立ち往生等の発生情報を収集し、迂回路の設定など、必要な交通規制を行い、周知する。

第2 被災者への支援

公共交通機関の運休や車両の立ち往生等により、帰宅困難者が発生した場合、避難所を開設し、食料の提供などを行う。

第3 農業被害対策

豪雪、防風、なだれなどにより、農作物や家畜、農地やビニールハウスなどの農業施設等に被害が生じた際は、農業振興課が被害状況を取りまとめ、県に報告するとともに、紀の里農業協同組合等関係機関と連携を図り、復旧対策を進める。

第4節 鉄道災害応急対策

鉄道施設に関する運転事故又は災害が発生した場合、関係機関と連携し、応急対策活動を行い、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめる。

第1 活動体制の確立

鉄道事業者及び県等より鉄道施設の事故及び災害に関する各種情報を収集し、事故への対応体制を確立する。

第2 人命救出救助活動

人命の救出・救助、応急医療の応急対策に関して、鉄道管理者をはじめとする防災関係機関と連絡調整して実施し、必要に応じて支援を要請する。

第5節 道路災害応急対策

道路構造物の被災等により多数の死傷者が発生した場合、関係機関と連携し、応急対策活動を行い、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめる。

第1 活動体制の確立

道路管理者等より道路施設の被害状況や人的被害に関する各種情報を収集し、事故への対応体制を確立する。

第2 人命救出救助活動

人命の救出・救助、応急医療の応急対策に関して、道路管理者をはじめとする防災関係機関と連絡調整して実施し、必要に応じて支援を要請する。

第3部 復興に向けて

第1節 復興計画の策定

被災後の市民生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりをめざし、復興計画を策定する。

第1 計画の基本事項

紀の川市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。なお、意思決定の場への女性の参画を促進するものとする。

災害の規模に応じ、5年程度の計画期間を定める。

第2 復興計画に位置づける事項

災害の状況によるが、おおむね次のような事項を位置づける。

- 1 良質な住宅の供給
- 2 高齢者・障害者向け住宅の建設促進
- 3 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
- 4 ボランティア、防災教育の推進
- 5 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- 6 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- 7 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- 8 ライフラインの強化
- 9 植樹帯の形成と生活道路の改善
- 10 既設施設の耐震診断及び補強、改築
- 11 その他

